

# ～笑顔を咲かせよう、 スマイルプラン～

(2017～2026)



平成29年3月



阪南市

## はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられています。

阪南市においても、平成9(1997)年に男女共同参画政策の指針である「阪南市女性行動計画(サラダプラン)」を、平成19(2007)年に「阪南市男女共同参画プラン」を策定し、平成26(2014)年には「阪南市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて全庁的に様々な施策を推進してきました。

また、平成24(2012)年には「阪南市DV根絶宣言」を行い、市民と協働し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとするすべての虐待に終止符を打つため、取り組みを進めているところです。

しかしながら、この間の社会情勢は、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、非正規雇用の増大、子ども・高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)等暴力の深刻化など著しく変化し続けており、さらに防災における男女共同参画の視点やセクシュアル・マイノリティ、複合的に困難な状況に置かれている人々等の新たな課題もあり、男女共同参画社会の実現に向けて問題や課題がなお残されています。

こうした中、本市の男女共同参画施策について「男女共同参画に関する市民意識調査」により検証を行い、これまでの成果は継承しつつ、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するため、「阪南市男女共同参画プラン(第3次)」を策定しました。このプランの一部は、「阪南市女性の職業生活における活躍についての推進計画」(阪南市女性活躍推進計画)並びに「阪南市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(阪南市DV防止基本計画)として位置付けています。全体を通して、すべての人の人権を尊重する多様性の視点を大切に、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや、男性に向けた男女共同参画の支援、意思決定の場への女性の参画の拡大等を重点に施策のさらなる推進を図り、市民に笑顔が咲く男女共同参画社会のまち、はんなんの実現に向け取り組んでまいります。

最後に、本プラン策定にあたり、ご尽力いただきました阪南市男女共同参画推進審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心よりお礼申し上げますとともに、今後のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月

阪南市長 水野 謙二

## 目次

### 第1章 プランの全体像

1. 男女共同参画社会とは	1
2. プランの目的と基本理念	1
3. プランの位置付け	2
4. プランの期間	3
5. プランの特徴	3

### 第2章 阪南市の状況と課題

1. 阪南市の状況	4
2. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要	14
3. 基礎データから見えてきた阪南市男女共同参画プラン(第3次)の方向性	26

### 第3章 プランの内容

1. 施策の体系	31
基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	33
基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり	39
基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	45

### 第4章 プランの推進方策

1. 推進体制の整備	50
2. 整備計画の進行管理	50

### 資料

1. 用語解説(五十音順)	51
2. 男女共同参画社会基本法	54
3. 阪南市男女共同参画推進条例	58
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69
6. 阪南市DV根絶宣言	75

#### 1. 男女共同参画社会とは

平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義しています。

第4次男女共同参画基本計画においては、めざすべき社会を次の4つにまとめています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

また、阪南市男女共同参画推進条例においては、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に成果及び利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう」と、規定しています。

#### 2. プランの目的と基本理念

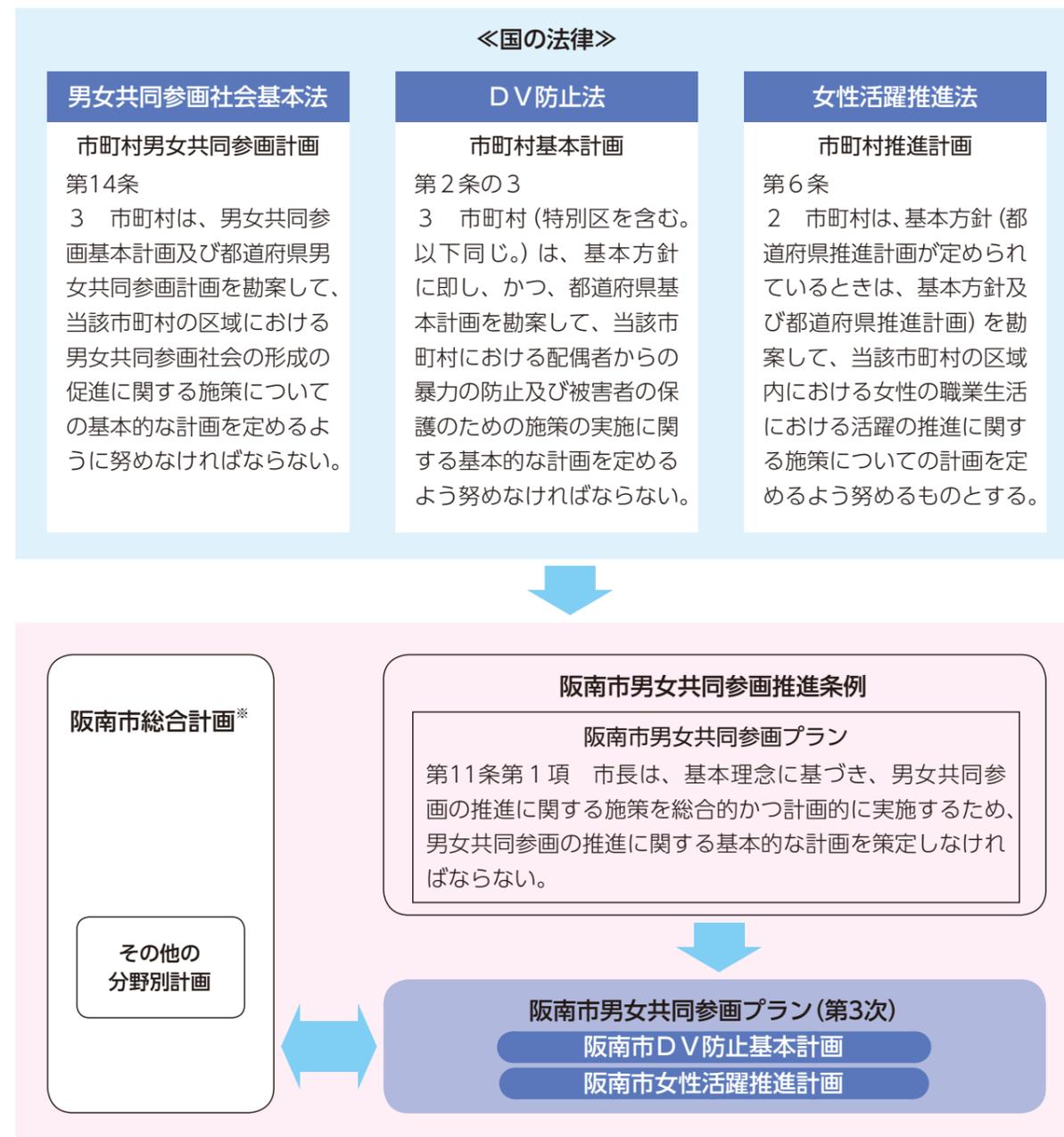
平成26(2014)年4月1日、阪南市においては「阪南市男女共同参画推進条例」を施行しました。その中では、8つの基本理念(第3条)を掲げ、「お互いさまを合言葉に、市と市民等の協働で男女共同参画社会の形成に取り組む」としています。本プランは、条例に規定する8つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の指針とします。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられ、性別\*及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないようにされること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、あらゆる分野における活動に参画できるようにされること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにされること。
- (7) 男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会の動向に留意して行われること。(一部抜粋)

\*性別 本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

### 3. プランの位置付け

阪南市男女共同参画プラン(第3次)は、「阪南市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく計画であり、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」という)」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という)」に規定する計画にあたります。



※阪南市総合計画 様々な市民参画の方法を通じて、市役所を含む多様な主体が共に考えた将来の都市像やまちづくりの目標を共有し、その実現に向けてそれぞれが担う役割をまとめたもの。

### 4. プランの期間

平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10か年とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

### 5. プランの特徴

#### (1) 目標(活動指標)による進行管理

プランの達成を着実に図るため、推進主体を明確にししながら、できる限り数値指標等を設定して、年度ごとの評価と進捗管理を行います。

#### (2) 重点施策の設定

本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点施策として設定し、取組を進めます。

1. 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり
2. 男性に向けた男女共同参画推進の支援
3. 意思決定の場への女性の参画の拡大

# 第2章 阪南市の状況と課題

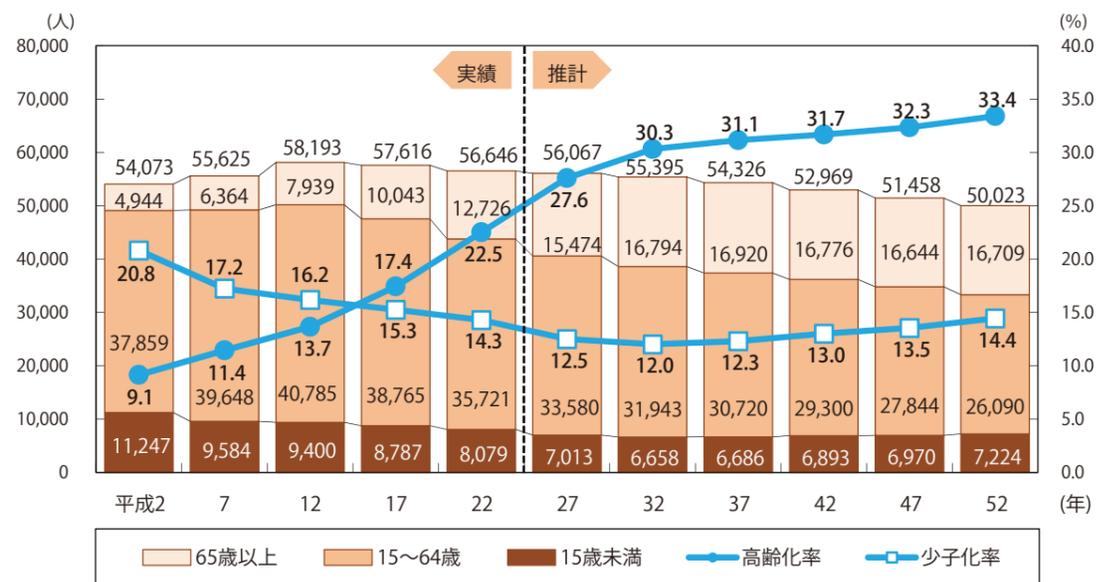
## 1. 阪南市の状況

### (1) 人口の減少と高齢化が進行

本市においては、平成12年をピークに人口が減少しています。「15歳未満」「15～64歳」は減少し、「65歳以上」の高齢者の割合が増えています(図表1-1)。

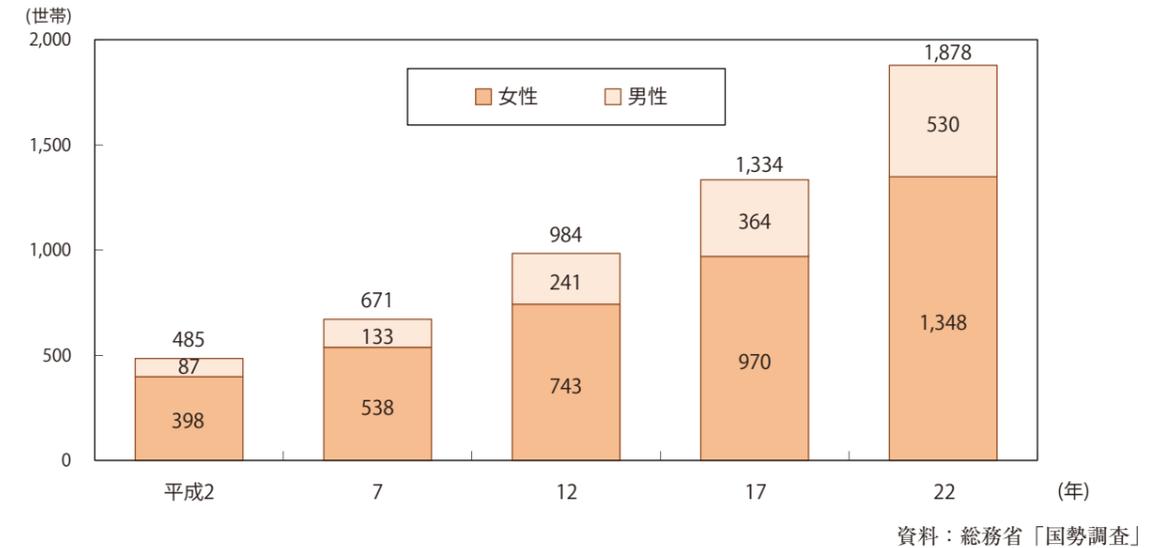
また、平成22年の65歳以上の単独世帯の男女比をみると、女性が約72%を占めています(図表1-2)。

図表1-1 年齢3区分別人口と少子高齢化の推移(阪南市)



注1) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。  
 注2) 高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。  
 資料：総務省「国勢調査」(平成2年～22年)「阪南市人口ビジョン」(平成27年～52年)

図表1-2 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移(阪南市)

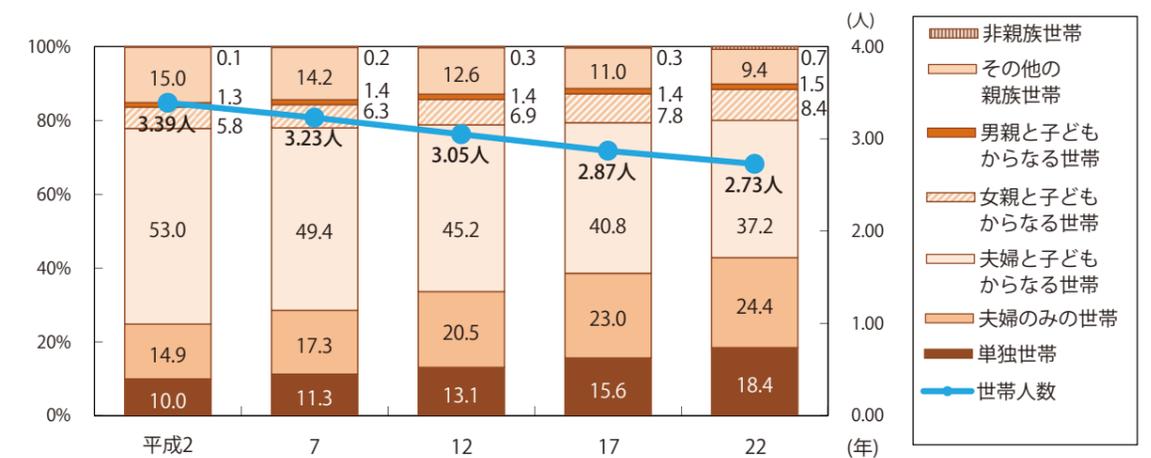


資料：総務省「国勢調査」

### (2) 夫婦のみの世帯と単独世帯が増え、ひとり親世帯も微増

平成2年には半数強を占めていた「夫婦と子どもからなる世帯」は減少し、「夫婦のみの世帯」「単独世帯」が増加しています。また、「ひとり親世帯」も微増し平成22年では9.9%、10世帯に1世帯になっています(図表1-3)。

図表1-3 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移(阪南市)



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。

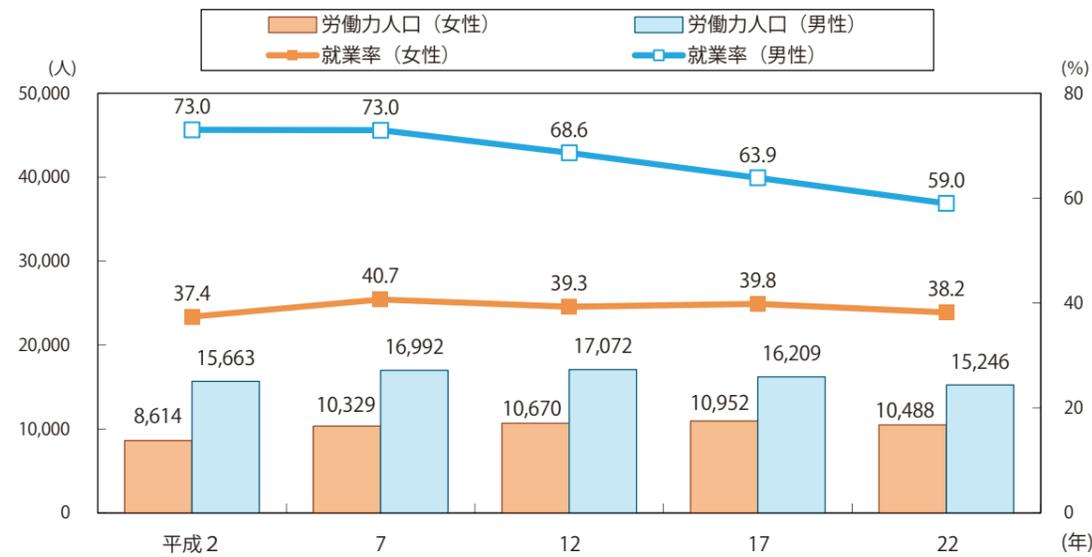
資料：総務省「国勢調査」

(3) 就労の状況

本市の就業率をみると、男性は平成7年をピークに減少し平成22年は59.0%、女性は40%弱で推移し、平成22年は38.2%で3人に1人以上が働いています(図表1-4)。また、女性の年齢階級別労働力率は、全国・大阪府と比べてM字カーブ\*の底が深く、50歳以上の割合は特に低くなっており、全国・大阪府と10%以上の開きがあります(図表1-5)。

大阪労働局での雇用均等における相談件数をみると、セクシュアル・ハラスメント\*に関する相談が際立って多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、母性健康管理と続いています(図表1-6)。全国のデータでは、女性雇用者の半数以上は非正規雇用です(図表1-7)。

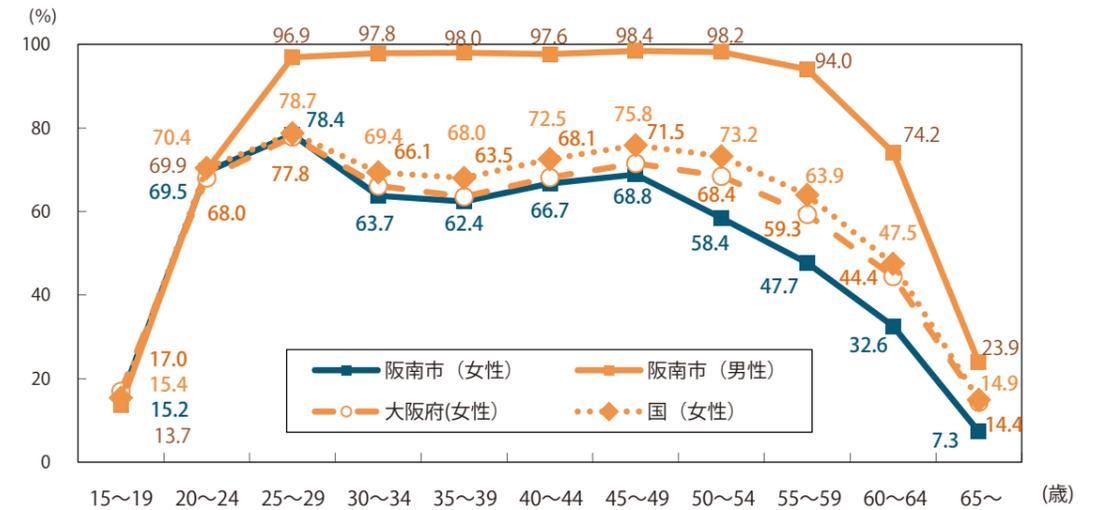
図表1-4 男女別労働力人口と就業率の推移(阪南市)



注1) 就業率 就業者人数/15歳以上人口  
 2) 労働力人口 就業者及び完全失業者の合計

資料：総務省「国勢調査」

図表1-5 性別・年齢階級別労働力率(全国・大阪府・阪南市)



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

図表1-6 セクハラ等に関する相談件数の推移(大阪府)

	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	合計	うち労働者	合計	うち労働者	合計	うち労働者	合計	うち労働者	合計	うち労働者
募集・採用(第5条関係)	105	14	99	18	87	8	105	34	84	22
配置・昇進、降格、教育訓練等(第6条関係)	35	24	42	24	50	22	43	12	38	22
間接差別(第7条関係)	6	2	3	0	1	0	30	0	48	2
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	318	185	314	180	311	167	348	197	365	182
セクシュアル・ハラスメント(第11条関係)	1,018	702	1,108	763	887	525	766	547	950	624
母性健康管理(第12条、第13条関係)	279	55	208	52	226	89	330	133	307	119
ポジティブ・アクション(第14条関係)	25	0	16	1	30	1	24	0	34	0
その他(注)	112	45	177	72	196	88	293	127	313	101
合計	1,898	1,027	1,967	1,110	1,788	900	1,939	1,050	2,139	1,072

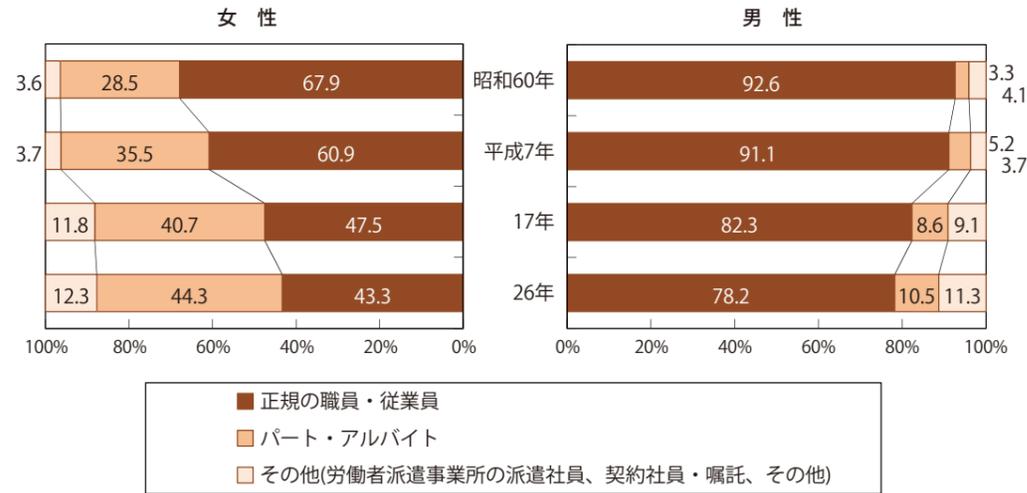
注)「その他」には、賃金・労働時間・深夜業についての男女均等取扱い等に関する相談を含む。

資料：大阪労働局「大阪労働局統計年報」(平成26年度)

※M字カーブ 日本の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に仕事を辞める女性が多く、子育てが一段落すると再び仕事に就く特徴があることを示している。

※セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をすること、被害は男女どちらにも起こりうるが、女性が被害を受けることが多い。2014年の男女雇用機会均等法の改正指針では同性間の言動もセクシュアル・ハラスメントに該当することを明示した。男女雇用機会均等法では、事業主がセクシュアル・ハラスメントに必要な措置を講ずることを義務づけている。また、学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは地域社会等でも起きている。

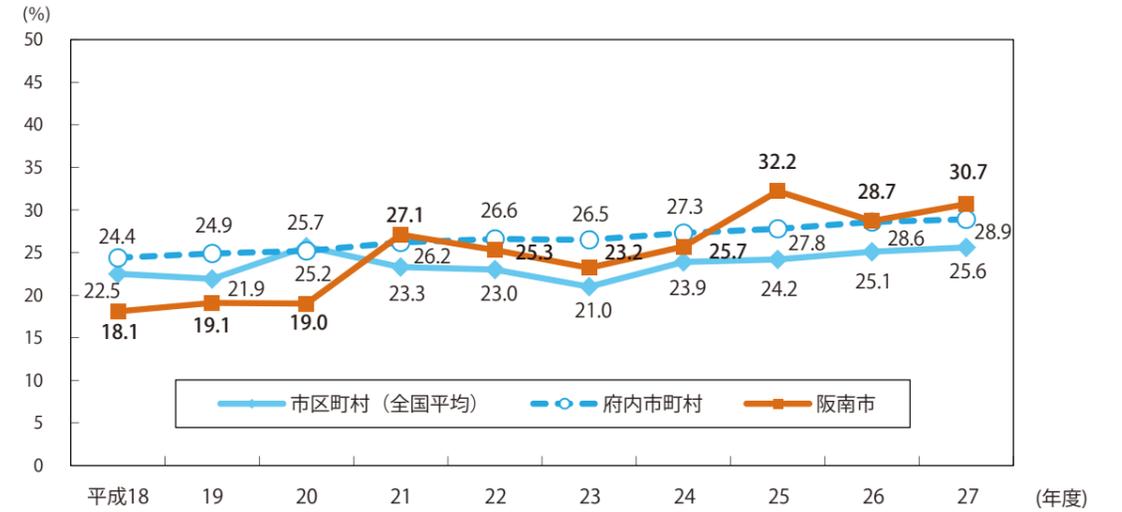
図表 1-7 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)



注) 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

図表 1-9 審議会等委員における女性委員割合の推移(全国・大阪府・阪南市)



注) 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性比率。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(4) 女性の政策・方針決定の場への参画状況

本市の委員会等における女性委員の割合は、0%の委員会等がいくつかあります(図表1-8)。審議会等委員における女性委員の割合は、平成18年度は18.1%で、全国及び府内市町村の平均値より低い割合でしたが、平成27年度は30.7%で、全国・府内市町村の平均値より上回っています(図表1-9)。公務員管理監督職における女性の割合は、4%台で推移しており、大阪府より若干低い割合となっています(図表1-10)。

保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭等における女性の割合は、保育所・幼稚園では100%ですが、中学校では校長における女性の割合は0%で、小中学校の校長・教頭全30人中女性は5人で約17%(平成27年度)と、男女の割合に偏りがあります(図表1-12)。地域活動団体において、子ども会・PTAでは女性の代表・会長が多く、自治会長・老人クラブ会長では男性が多いと、会の種類によって極端な偏りがあります(図表1-13)。

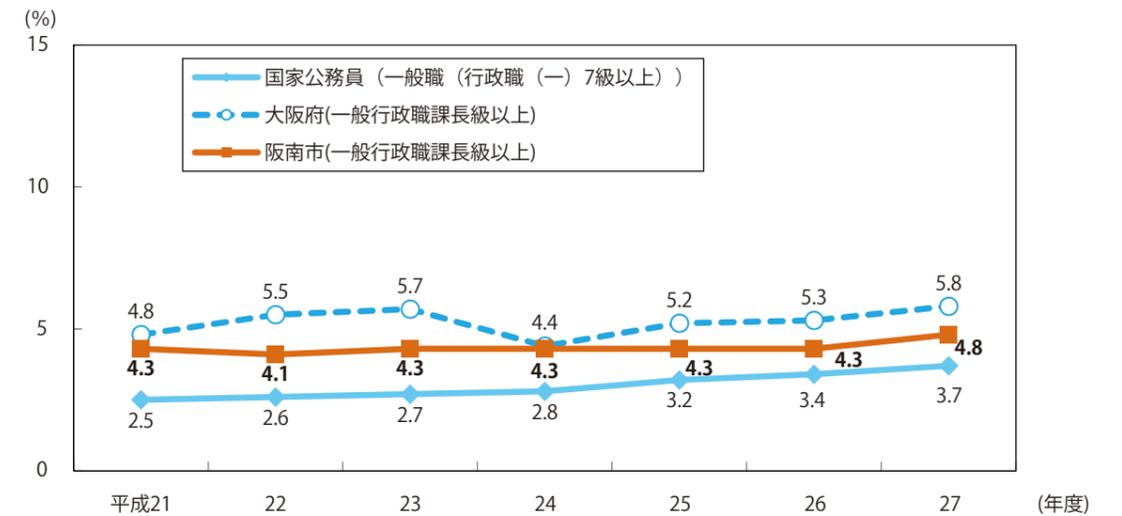
図表 1-8 委員会等における女性委員割合の推移(阪南市) (人)

	平成24年	25年	26年	27年	28年
教育委員会(女性委員数/委員総数)	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
参画率(%)	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
選挙管理委員会(女性委員数/委員総数)	1/4	1/4	1/4	0/4	0/4
参画率(%)	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
公平委員会(女性委員数/委員総数)	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3
参画率(%)	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
監査委員(女性委員数/委員総数)	0/2	0/2	1/2	0/2	0/2
参画率(%)	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
固定資産評価審査委員会(女性員数/委員総数)	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
参画率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
農業委員会(女性委員数/委員総数)	0/22	0/22	0/22	0/22	1/22
参画率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%

注) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における女性比率

資料：阪南市

図表 1-10 公務員管理監督職における女性比率(国・大阪府・阪南市)



資料：国家公務員は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、大阪府・阪南市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 1-11 保育所・幼稚園・小中学校教員の女性割合 (阪南市) (人)

年度	保育所			幼稚園			小学校			中学校		
	保育士数	うち女性	女性割合	教員数	うち女性	女性割合	教員数	うち女性	女性割合	教員数	うち女性	女性割合
21	39	39	100.0%	30	30	100.0%	194	145	74.7%	114	53	46.5%
22	39	39	100.0%	33	33	100.0%	196	142	72.4%	116	56	48.3%
23	39	39	100.0%	28	28	100.0%	197	141	71.6%	116	56	48.3%
24	39	39	100.0%	29	29	100.0%	192	138	71.9%	113	53	46.9%
25	39	39	100.0%	26	25	96.2%	186	132	71.0%	116	56	48.3%
26	39	39	100.0%	26	26	100.0%	179	126	70.4%	114	55	48.2%
27	39	39	100.0%	26	26	100.0%	190	130	68.4%	112	53	47.3%

※保育所：平成21～27年度3所、幼稚園：平成21～27年度4園、小学校：平成21～24年度11校、平成25～27年度10校、中学校：平成21～27年度5校

資料：阪南市

図表 1-12 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭等の女性割合 (阪南市) (人)

年度	保育所長		幼稚園長		小学校				中学校			
	女性	女性割合	女性	女性割合	校長		教頭		校長		教頭	
					女性	女性割合	女性	女性割合	女性	女性割合	女性	女性割合
21	3	100.0%	4	100.0%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
22	3	100.0%	4	100.0%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
23	3	100.0%	4	100.0%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
24	3	100.0%	4	100.0%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
25	3	100.0%	4	100.0%	1	10.0%	1	10.0%	0	0.0%	1	20.0%
26	3	100.0%	4	100.0%	1	10.0%	2	20.0%	0	0.0%	1	20.0%
27	3	100.0%	4	100.0%	1	10.0%	2	20.0%	0	0.0%	2	40.0%

※保育所：平成21～27年度3所、幼稚園：平成21～27年度4園、小学校：平成21～24年度11校、平成25～27年度10校、中学校：平成21～27年度5校

資料：阪南市

図表 1-13 地域活動における政策・方針決定の場への女性の参画率の推移 (阪南市) (人)

	平成23年	24年	25年	26年	27年
女性の会長数／自治会長の総数	4/61	2/61	4/61	3/61	2/59
参画率 (%)	6.6%	3.3%	6.6%	4.9%	3.4%
女性の代表者数／子ども会の代表者総数	6/11	5/8	6/8	5/8	6/7
参画率 (%)	54.5%	62.5%	75.0%	62.5%	85.7%
女性の会長数／PTA会長の総数	10/20	12/20	9/19	14/19	14/19
参画率 (%)	50.0%	60.0%	47.4%	73.7%	73.7%
女性の会長数／老人クラブ会長の総数	3/67	1/66	1/66	1/66	1/65
参画率 (%)	4.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

資料：阪南市

(5) 女性に対する暴力

本市のドメスティック・バイオレンス (DV) ※相談件数については、年度によってばらつきはあるものの、年々増加傾向にあります。また、女性総合相談については、平成25年度、年間相談枠36枠に109件の申し込みがあったため、平成26年度から年間相談枠を60枠に増加して市民ニーズに対応しました (図表 1-14、1-15)。

高齢者虐待の相談件数については、平成27年度は118件で、大幅に増えています (図表 1-16)。

児童虐待等相談については、相談件数は年々減少し、平成27年度で相談件数は85件、一時保護4件、施設入所21件となっています (図表 1-17)。

大阪府のDVの相談等件数の推移をみると、平成26年度では、府配偶者暴力相談支援センターで受けた相談件数は6,234件、警察で受理した相談等は8,002件、一時保護は494件で、警察で受理した相談件数が急増しています (図表 1-18)。

図表 1-14 DVの相談等件数の推移 (阪南市) (件)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DVの相談件数	77	63	109	128	43	169	49
一時保護件数	16	2	1	0	4	10	6

資料：阪南市

図表 1-15 女性総合相談事業における相談件数 (阪南市) (件)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申込者数	15	20	11	21	109	70	53
実施数	11	13	9	16	32	48	31

注 1) 相談枠が限られているため、申込者の全てが相談を受けられるわけではありません。

2) 平成25年度の相談希望者が多かったため、平成26年度から相談枠を月3枠から月5枠に増やしました。

3) 相談内容は、離婚、DV、親子関係が大部分を占めます。

資料：阪南市

図表 1-16 高齢者虐待相談件数 (阪南市) (件)

	平成25年度	26年度	27年度
相談件数	48	65	118

資料：阪南市

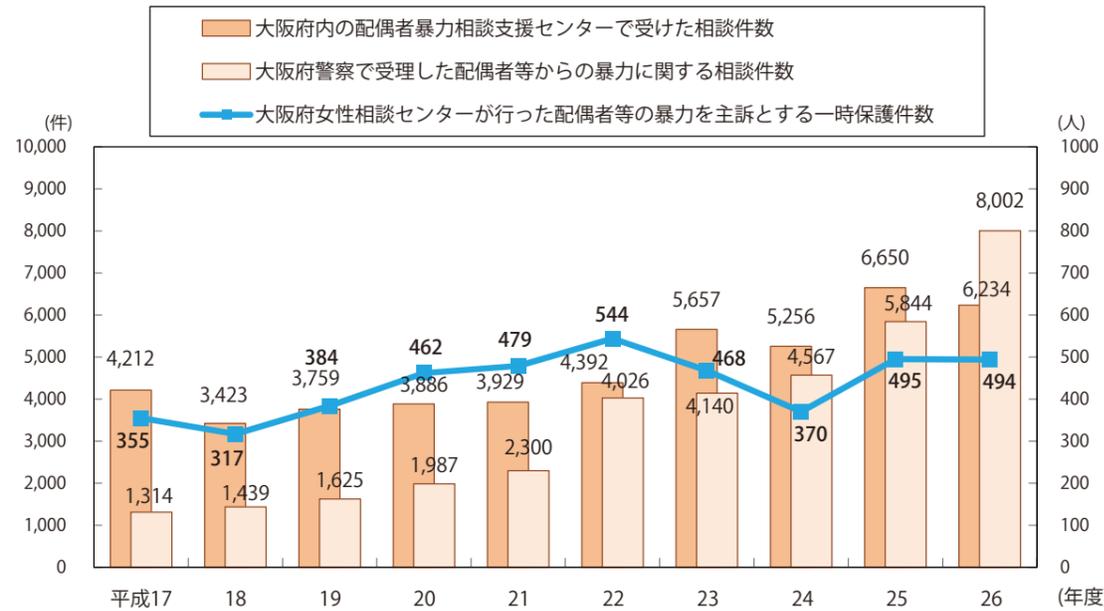
※ドメスティック・バイオレンス (DV) 配偶者、元配偶者等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間で起こる暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇等による精神的暴力、性行為の強要等の性的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、子どもを巻き込む暴力等が含まれる。

図表 1-17 児童虐待等相談件数(阪南市) (件)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談件数	115	105	100	96	95	85
一時保護	11	11	8	8	4	4
施設入所	11	19	22	18	21	21

資料：阪南市

図表 1-18 DVの相談等件数の推移(大阪府)



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」(平成26年度) 大阪府警察本部、大阪府女性相談センター

(6) 生活に困難を抱える人々

本市では、保護世帯数は年々増加し、保護人員数も微増傾向にあります(図表 1-19)。国の資料では、高齢者の単身女性、母子世帯の相対的貧困率\*が高くなっています(図表 1-20)。

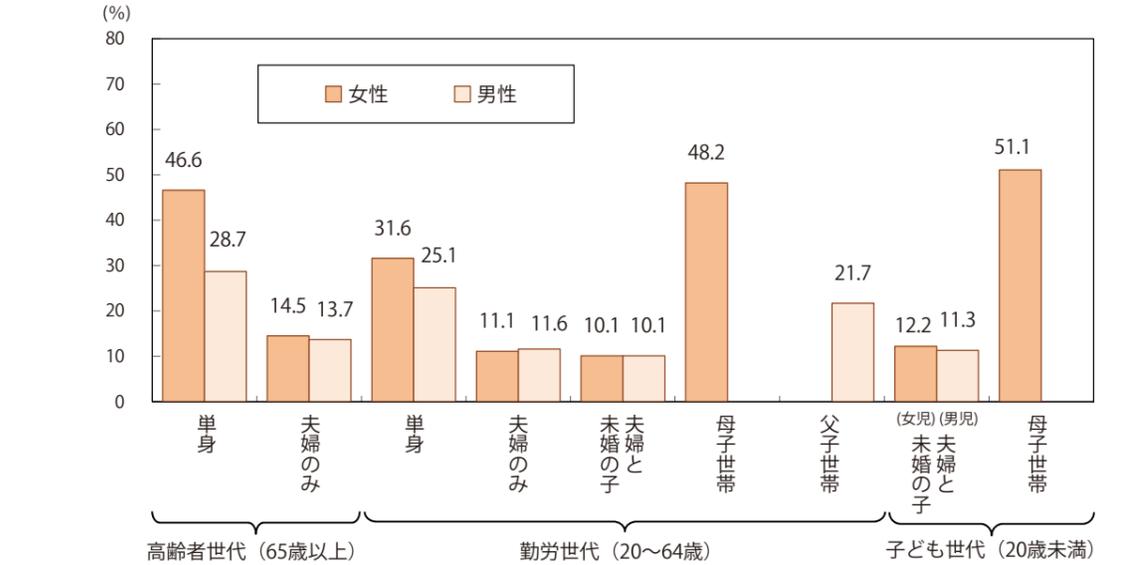
図表 1-19 生活保護受給世帯数・保護人員数の推移(阪南市)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保護世帯数(世帯)	415	434	466	476	502	518
保護人員数(人)	574	596	633	620	639	658

資料：阪南市

\*相対的貧困率 世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合。

図表 1-20 年代別・世帯類型別相対的貧困率(全国)



注1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。  
2) 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。  
3) 調査対象年は平成21年。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成24年版

(7) 生涯を通じた健康づくり

本市で実施する検診の受診率をみると、総じて低い率となっています(図表 1-21)。

図表 1-21 各種検診実施状況(阪南市)

がん種別	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	対象者の年齢		
				平成24年度	25年度	26年度
前立腺がん	2,228	111	5.0	40歳以上	2,322	57
	2,322	34	1.5	20歳以上	2,484	2,259
	2,484	57	2.3	40歳以上	20,984	2,180
大腸がん	19,656	2,084	10.6	20歳以上	19,972	2,180
	19,972	2,185	10.9	40歳以上	20,984	2,180
	20,984	2,180	10.4	20歳以上	14,467	1,973
子宮頸がん	14,467	1,973	23.9	40歳以上	14,887	1,838
	14,887	1,838	25.1	20歳以上	15,251	2,259
	15,251	2,259	26.3	40歳以上	12,232	1,179
乳がん	12,232	1,179	19.1	40歳以上	12,444	1,140
	12,444	1,140	18.3	20歳以上	13,086	1,328
	13,086	1,328	18.6	40歳以上	19,656	1,729
肺がん	19,656	1,729	8.8	40歳以上	19,972	1,887
	19,972	1,887	9.4	50歳以上	20,984	1,935
	20,984	1,935	9.2	40歳以上	19,656	1,368
胃がん	19,656	1,368	7.0	50歳以上	19,972	1,546
	19,972	1,546	7.7	40歳以上	20,984	1,488
	20,984	1,488	7.1	50歳以上	19,656	1,368

資料：阪南市

2. 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要

阪南市男女共同参画プラン(第3次)を策定するにあたり、男女共同参画についての市民の意識や現状を把握し、市の男女共同参画施策を推進する上での基礎資料として活用するため、平成28年6月に「阪南市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「平成28年度市民意識調査」という)を実施しました。

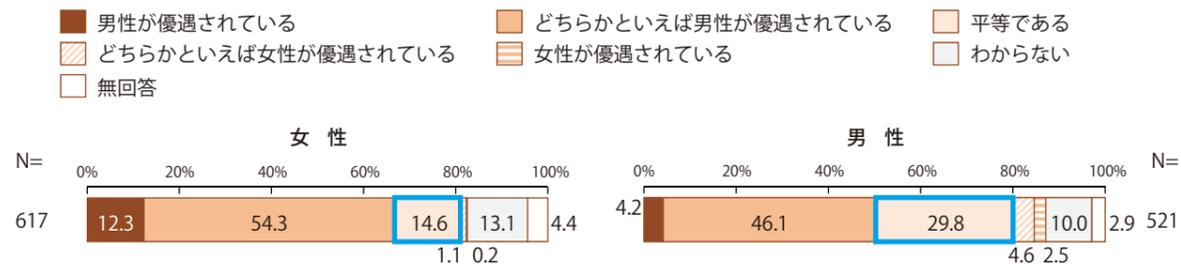
【調査の概要】

- 調査の目的：市民の家庭生活や職場、地域における意識及び実態や、日常生活、教育、人権など男女共同参画の推進に対する意識を明らかにし、今後の施策を推進するための基礎資料とする。
- 調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した満20歳以上の男女市民各1,250人
- 調査方法：郵送による調査票の配布及び回収
- 調査期間：平成28年6月3日～6月20日
- 有効回収数：1,141(回収数1,143 有効回収率 45.6%)

(1) 「全体として」の男女の地位の平等感

社会全体としての平等感では、「平等である」の割合は、女性14.6%・男性29.8%で、『男性優遇』(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)は、女性66.6%・男性50.3%と半数を超えており、大半の市民が「男性が優遇されている社会」と感じています。

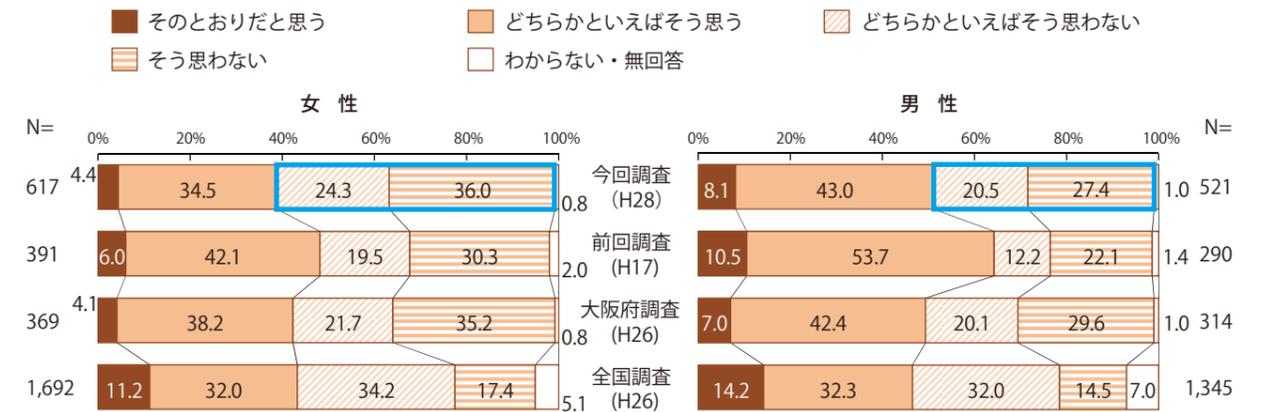
図表2-1 男女の地位の平等感「全体として」(問7⑧)



(2) 固定的な性別役割分担意識\*

男女ともに、前回調査、全国よりも『そう思わない』(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)の割合(女性60.3%・男性47.9%)が高くなっています。また、女性は大阪府と比べても『そう思わない』が高くなっています。

図表2-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(問8)



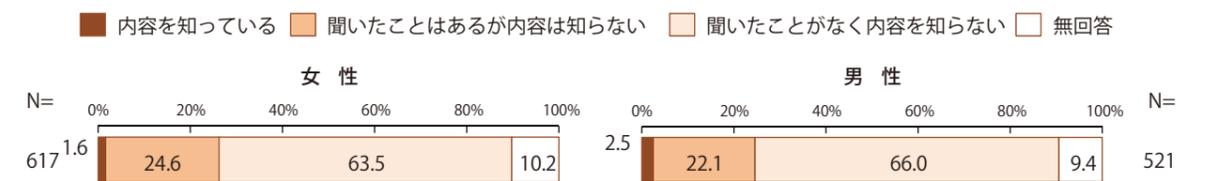
注) 全国を選択肢は「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「わからない」

資料：大阪府調査「男女共同参画にかかる府民意識調査」(平成26年度)  
全国調査(内閣府)「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年度)

(3) 阪南市男女共同参画推進条例の認知度

「内容を知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」を合わせても30%以下にとどまっています。

図表2-3 阪南市男女共同参画推進条例の認知度(問32①)

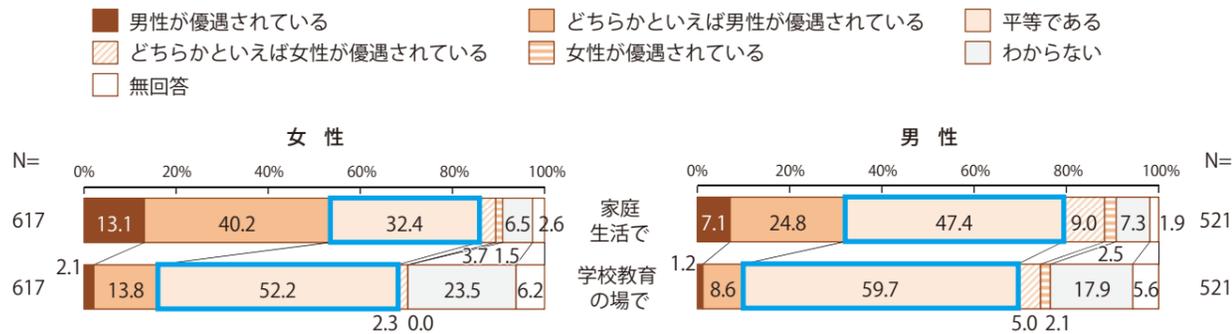


※固定的な性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

(4) 「家庭生活で」「学校教育の場で」の男女の地位の平等感

「家庭生活で」は、女性の『男性優遇』は53.3%。男性では、「平等である」が47.4%、『女性優遇』（「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計）が11.5%となっています。「学校教育の場で」は、男女ともに半数以上が「平等である」としています。

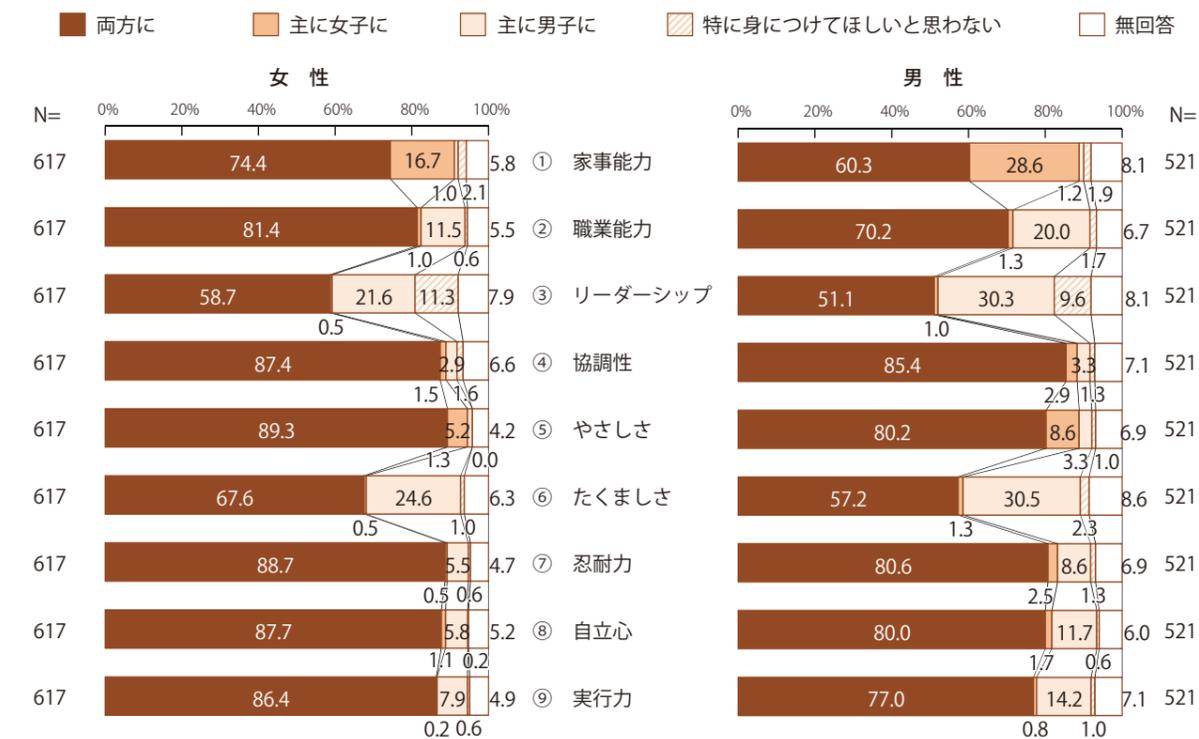
図表 2-4 男女の地位の平等感「家庭生活で」「学校教育の場で」(問7①④)



(5) 子どもに身につけてほしい能力

多くの能力は男子にも女子にも身につけてほしいと思われていますが、「家事能力」は「主に女子に」の割合が高く、「リーダーシップ」「たくましさ」は「主に男子に」の割合が高くなっており、特に男性の割合が高くなっています。

図表 2-5 子どもにどのような能力を身につけてほしいか(問19)



(6) 子どもの育て方

「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」では『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）の割合が男女ともに100%に近い割合である一方で、「女(男)の子は女(男)の子らしく、しつけるのがよい」においては、女性57.2%・男性67.1%が『賛成』となっています。

図表 2-6 「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」(問20①)

区分	有効回答数(件)	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
女性	617	79.4	15.6	0.3	0.2	1.5	3.1
男性	521	76.8	16.5	1.2	0.4	2.3	2.9

図表 2-7 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく、しつけるのがよい」(問20②)

区分	有効回答数(件)	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
女性	617	17.3	39.9	16.2	12.2	11.0	3.4
男性	521	27.8	39.3	10.0	8.1	10.9	3.8

(7) 学校での男女平等教育で重要なこと

男女ともに、「性別にかたよらない進路指導」「男女平等の意識を育てる授業」「男女が平等に家庭責任を果たすことの大切さを教える」が望まれています。

図表 2-8 学校における男女平等教育で重要なこと(問21)

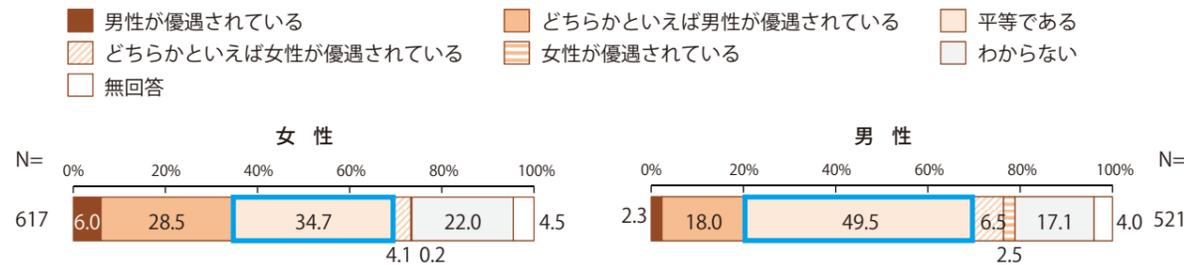
区分	有効回答数(件)	学校生活の中で性別による役割分担をなくす	進路指導は性別にかたよることなく、個人の能力、個性、希望を大事にする	「性」は人間の尊厳に関わるものであることを教える	小学校の低学年から、「性的マイノリティ」に対する配慮をする	性的マイノリティに対する研修を充実する	教職員に、男女平等教育に関する増やしていただく	校長や教頭に女性を増やしていただく	家庭科教育等において、男女が平等に家庭責任を果たすことの大切さを教える	メディア(新聞やテレビ等)の情報やニュースを正しく読み解き、役立となる能力を養う教育を進める	メディア(新聞やテレビ等)の情報を正しく読み解き、役立となる能力を養う教育を進める	保護者に対して、様々な機会を通じて男女平等に対する理解を促す
女性	617	40.5	42.9	64.7	20.3	20.6	26.4	17.2	51.1	26.7	13.5	
男性	521	34.7	48.0	56.2	20.9	13.8	28.8	15.0	42.0	25.7	18.2	

※性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティ 性的な指向、性自認等における少数派のこと。

(8) 「地域活動の場で」の男女の地位の平等感

女性では、『男性優遇』が34.5%で「平等である」と拮抗しています。男性では、「平等である」は49.5%、『女性優遇』が9.0%となっています。

図表 2-9 男女の地位の平等感「地域活動の場で」(問7③)



(9) 避難所でみんなが快適に過ごすための取組

「男女別のトイレ、物干し場、更衣室等の設置」「性別に配慮した備蓄品(下着・生理用品等)の備え」「避難所の運営に様々な立場の人の意見を反映する」への取組が求められています。

図表 2-10 避難所でみんなが快適に過ごすための取組 (問26) (%)

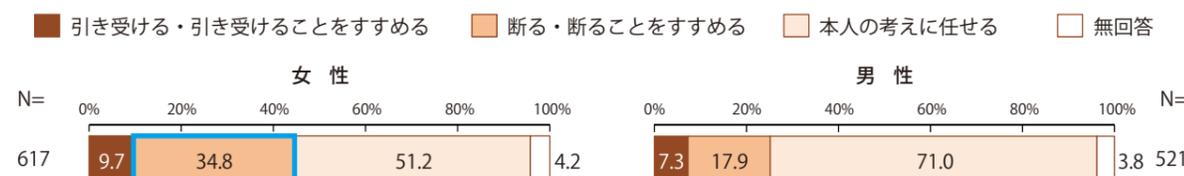
区分	有効回答数(件)	避難所の運営に乳幼児のいる母親や高齢者、障がい者等様々な立場の人の意見を反映する	男女別のトイレ、物干し場、更衣室等の設置	性別に配慮した備蓄品(下着・生理用品等)の備え	備蓄品(下着・生理用品等)の配布時に配慮した担当者への設置	性別に配慮した交流の場の設置	男女をはじめ多様なニーズに配慮した相談体制	女性や子ども等への暴力を防止するための防犯対策
女性	617	66.9	80.9	67.9	51.1	21.7	39.2	31.6
男性	521	60.3	77.0	63.7	46.1	19.6	39.0	32.6

注)「その他」「特になし」「無回答」は省略

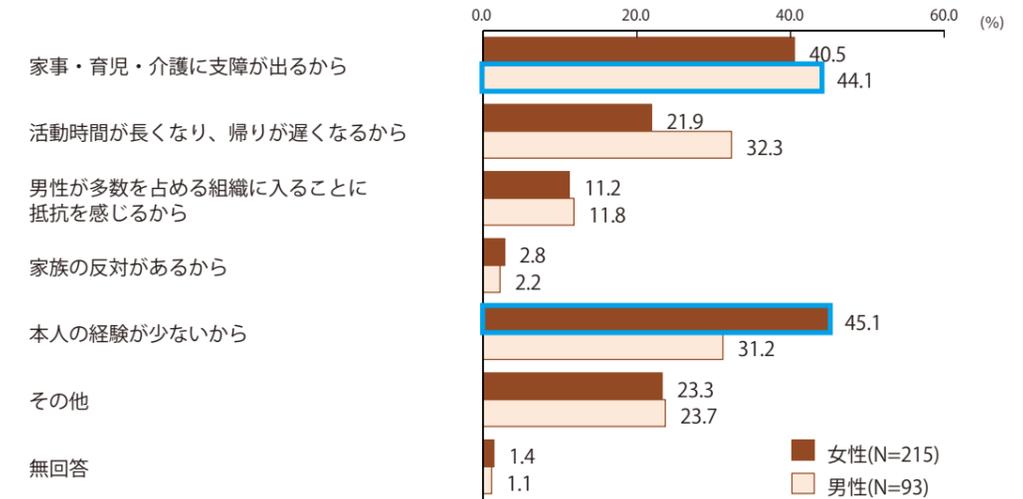
(10) 女性が地域活動の役職に推薦された時の対応

「本人の考えに任せる」の割合が高いものの、女性では34.8%が「断る・断ることをすすめる」を選んでいますが、その理由は「本人の経験が少ないから」「家事・育児・介護に支障が出るから」が高くなっています。

図表 2-11 女性が地域活動の役職に推薦された時にどうするか (問23)



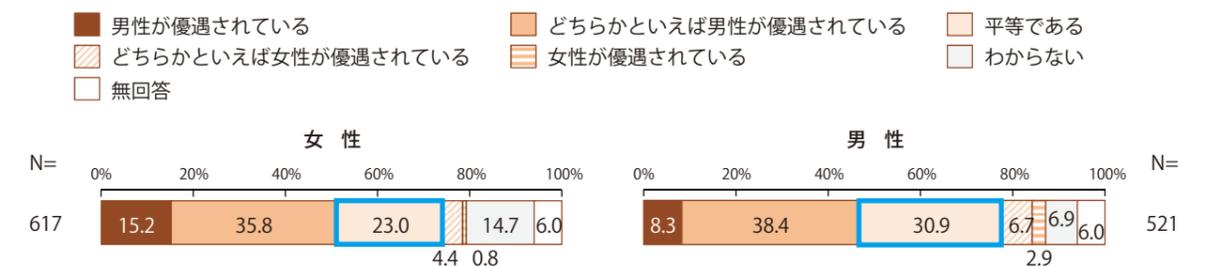
図表 2-12 女性が地域活動の役職に推薦された時に「断る・断ることをすすめる」理由 (問23-1)



(11) 「職場の中で」の男女の地位の平等感

男女ともに、『男性優遇』の割合が高く、女性51.0%・男性46.7%です。男性では、『女性優遇』が9.6%となっています。

図表 2-13 男女の地位の平等感「職場の中で」(問7②)



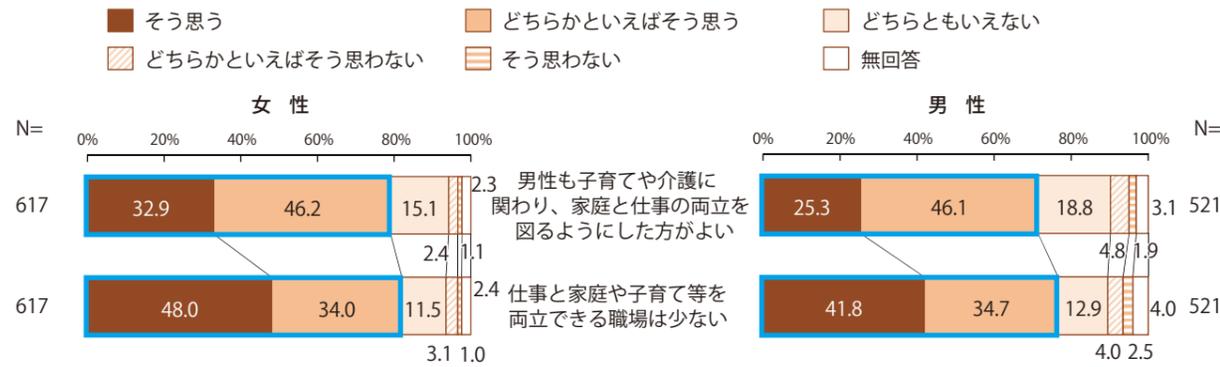
(12) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*についての考え方

「男性も子育てや介護に関わり、家庭と仕事の両立を図るようにした方がよい」では、男女ともに70%以上が『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)としています。

しかし、その一方で、「仕事と家庭や子育て等を両立できる職場は少ない」を『そう思う』割合も女性82.0%・男性76.5%と高くなっています。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

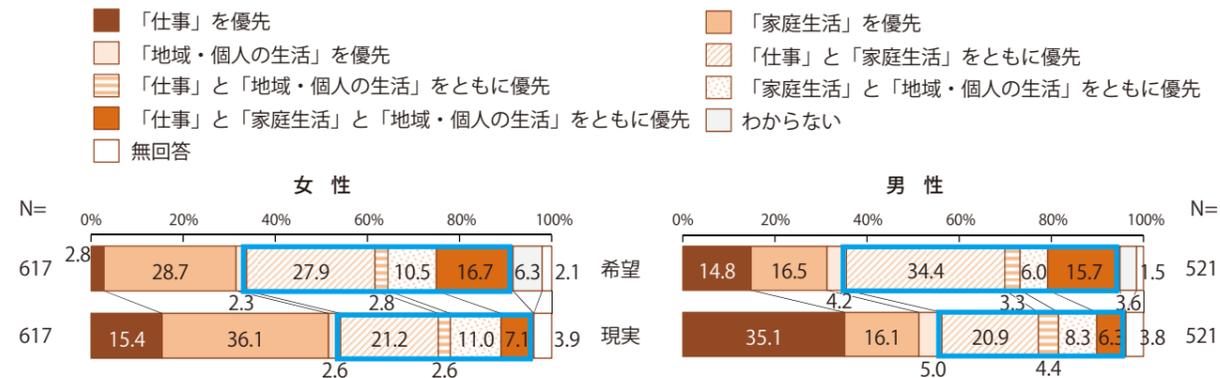
図表 2-14 仕事と家庭の両立についての思い(問13④⑤)



(13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての希望と現実

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度をたずねた設問では、男女ともに複線型(「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」のどちらか、あるいは両方を選択している)の生活を望むものの、現実ではその割合が減っています。

図表 2-15 仕事と生活のバランスの希望と現実(問16)



(14) 男性の仕事以外の生活への参加を進めるために必要なこと

男女ともに「家事等の分担をするよう話し合うこと」の割合が一番高く、男性では、「労働時間の短縮等を進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」で30%を超えています。

図表 2-16 男性の仕事以外の生活への参加を進めるために必要なこと(問18)

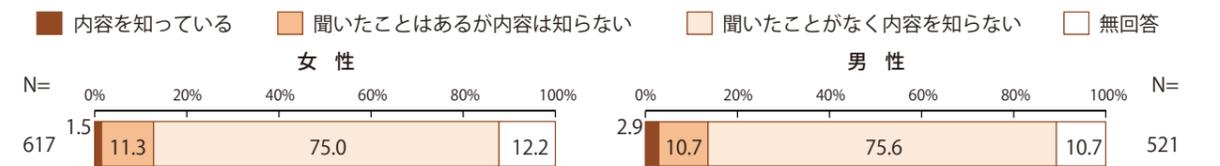
区分	有効回答数(件)	話し合うこと	労働時間の短縮等を進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的な評価を高めること	夫婦、パートナーの間で家事等の分担をするよう、よく話し合うこと	小さいときから男性に家事や育児に関する教育をすること	男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りを進めること	家庭や地域活動と仕事の両立等の問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	社会教育や生涯学習の分野で、家庭における男女の協力についての理解を深めること	特になし
女性	617	39.7	29.3	48.5	25.8	29.7	11.8	8.9	26.7	4.1	
男性	521	32.1	18.6	38.6	34.0	20.3	12.3	7.9	20.0	10.6	

注)「その他」「無回答」は省略

(15) 「阪南市DV根絶宣言」の認知度

「内容を知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」を合計した割合でも、男女ともに10%台前半です。

図表 2-17 「阪南市DV根絶宣言」の認知度(問32④)



(16) 女性への人権侵害の認知度

男女ともに割合の高いのは「ドメスティック・バイオレンスやデートDV※」「セクシュアル・ハラスメント」ですが、それでも50%にも至っていません。

図表 2-18 女性への人権侵害の認知度(問31)

区分	有効回答数(件)	ドメスティック・バイオレンス(夫婦・パートナー間の暴力)やデートDV(恋人からの暴力)	セクシュアル・ハラスメント	報の氾濫	む)等のわいせつな情報	テレビ、雑誌、インターネット(携帯電話を含む)	電車内等でのわいせつな情報(つり広げ)や乗客の読むスポーツ新聞・コミック等	ゲーム(児童ポルノを含む)	ストーカー行為	売買取(援助交際を含む)	職場における男女の待遇の違い	男女の役割分担を固定化する考え方	女性の社会進出のための支援制度の不備
女性	617	49.8	46.4	26.9	18.5	22.9	35.7	29.5	37.4	36.0	29.7		
男性	521	45.7	44.1	23.0	12.5	16.5	41.7	22.6	23.2	22.6	20.7		

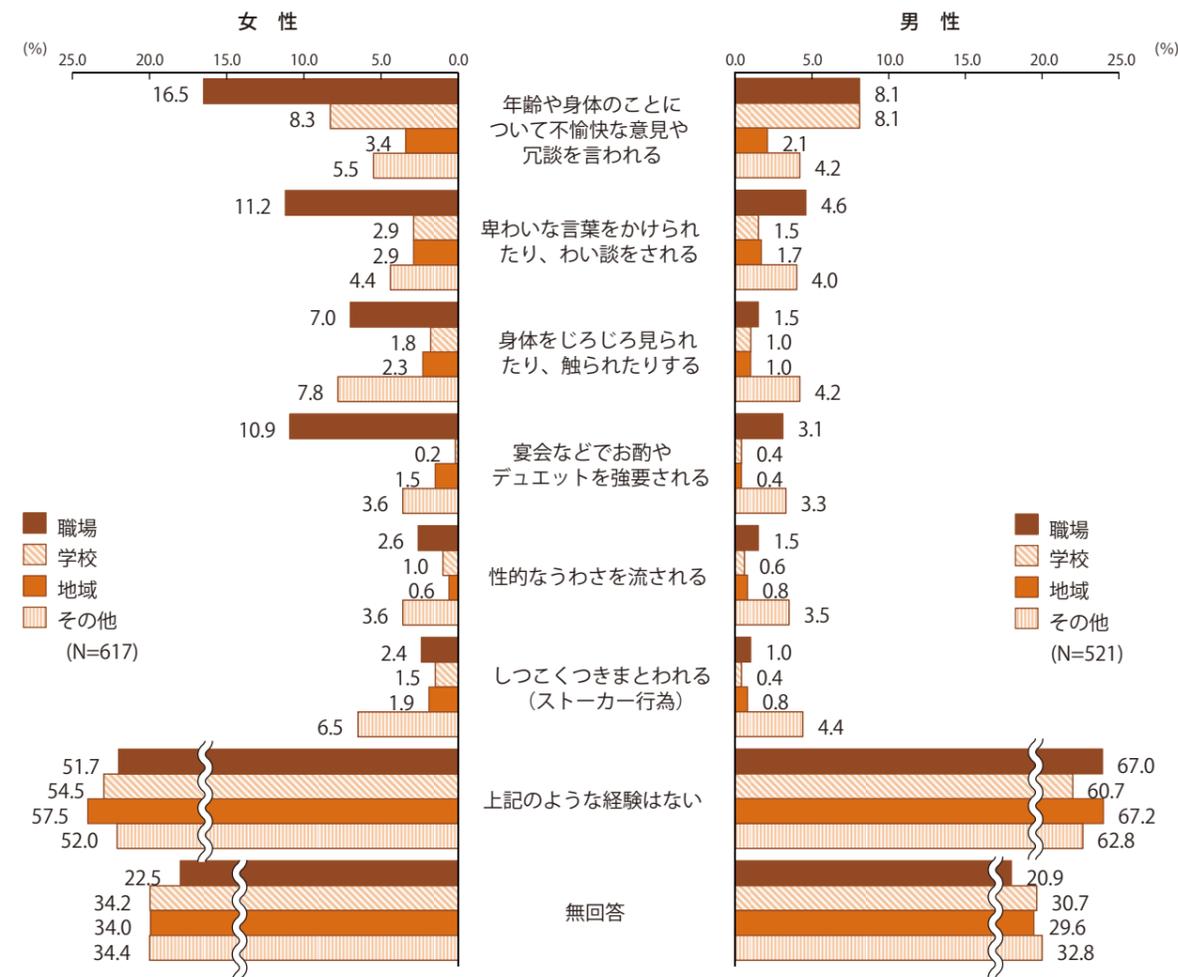
注)「その他」「無回答」は省略

※デートDV 結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

(17) セクシュアル・ハラスメントの被害経験

なんらかの被害を経験しているのは、女性の4人に1人(25.8%)、男性の10人に1人強(12.1%)です。特に「職場」での女性の被害経験の割合が高くなっています。また、「職場」よりは少ないものの、「学校」では女性の11.3%がなんらかの被害経験があります。

図表2-19 セクシュアル・ハラスメントの被害経験(問28)

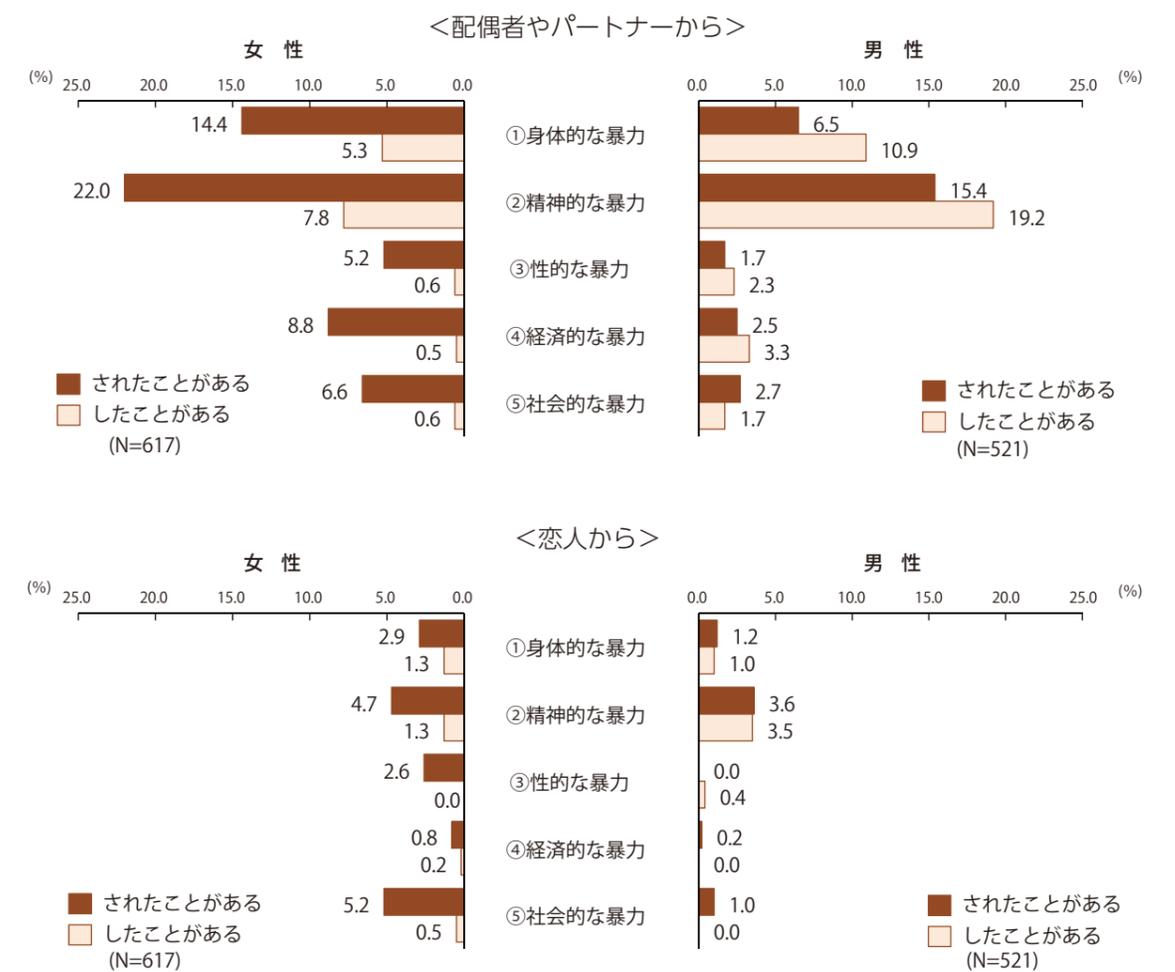


(18) 配偶者・パートナーや恋人からのDVの加害・被害状況

配偶者やパートナーからの被害では、女性の「精神的な暴力」の被害は22.0%、「身体的な暴力」の被害は14.4%で高くなっています。男性においても、「精神的な暴力」の被害は15.4%、「身体的な暴力」の被害は6.5%です。

恋人からの被害では、「社会的な暴力\*」の女性の被害は5.2%です。

図表2-20 DVの加害・被害の状況(問29)

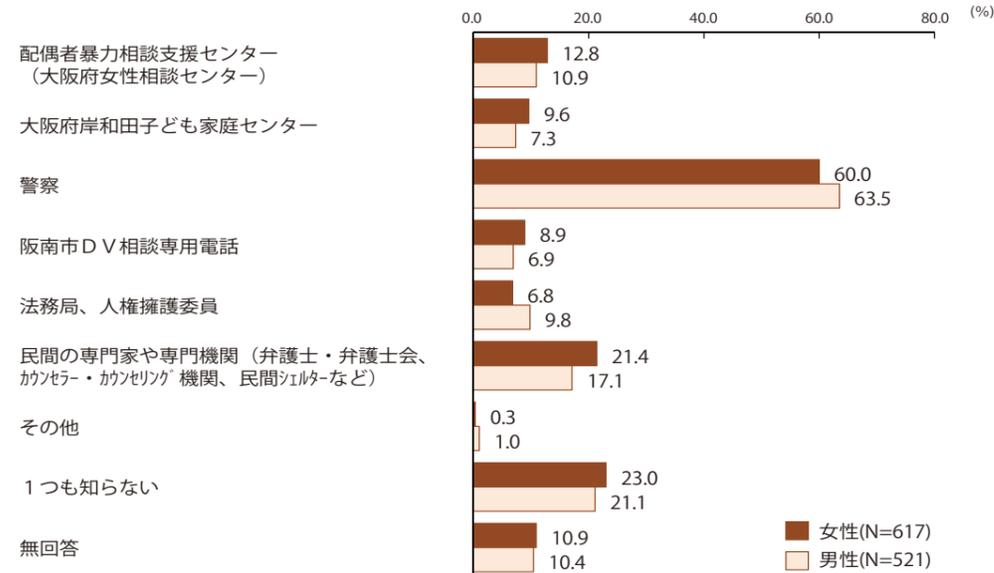


※社会的な暴力 メールの手相を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親きょうだいから隔離したがる等、人との付き合い等を制限するような暴力のこと。

(19) 暴力の相談窓口の認知度

「警察」については、女性60.0%・男性63.5%の認知度ですが、それ以外の相談窓口の認知度は低い状況です。阪南市DV相談専用電話を知っている割合は、女性8.9%・男性6.9%と10%以下にとどまっています。

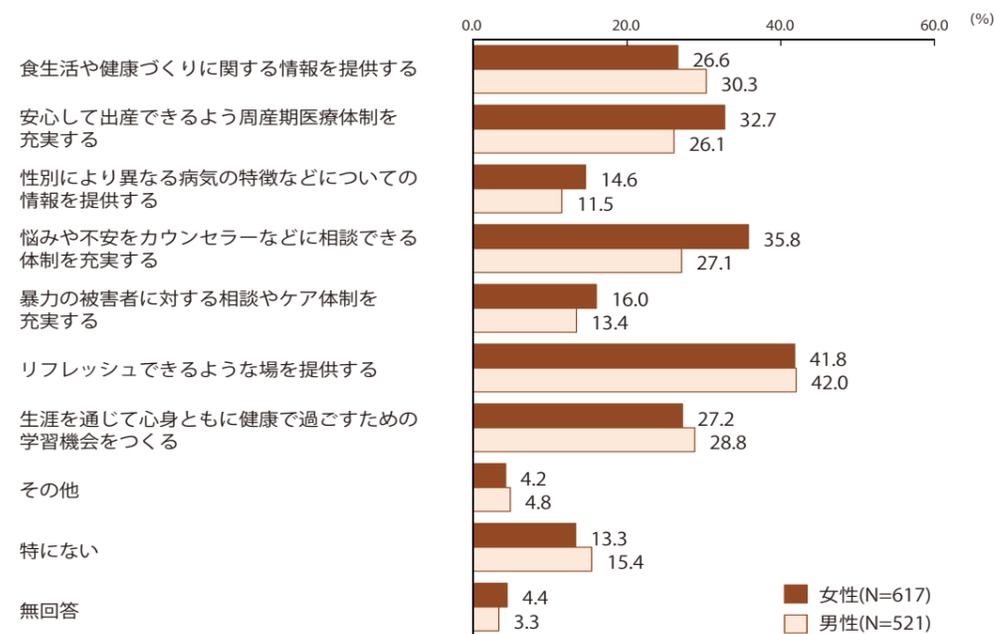
図表 2-21 暴力の相談窓口の認知度 (問30)



(20) 健康保持のために阪南市に取り組んでほしいこと

「リフレッシュできるような場所の提供」が男女ともに40%強で高く、女性では「悩みや不安を相談できる体制を充実する」「安心して出産できるよう周産期医療体制を充実する」、男性では「食生活や健康づくりに関する情報の提供」が30%を超えています。

図表 2-22 心身の健康保持のために阪南市が取り組むこと (問25)



(21) 男女共同参画社会実現のために阪南市に取り組んでほしいこと

子育てや介護と仕事の両立に関する取組を選択する割合が、特に若年世代の女性で高くなっています。

図表 2-23 性・年代別 男女共同参画社会実現のために阪南市に取り組んでほしいこと (問34) (%)

区分	件数(件)	子育てや介護と仕事の両立に関する取組を選択する	子育てや介護等でのいったん仕事をやめた人の再就職を支援する	育児や介護のための施設やサービスを充実する	仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める	市の審議会委員や管理職等、政策方針決定の場に女性を積極的に登用する	職場において男女の均等な取扱いが図られるよう企業等に働きかける	男女共同参画社会づくりに役立つ情報を収集し広く提供する	民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する	暴力(セクシュアル・ハラスメント)や配偶者等からの暴力の防止や被害者への支援を充実する	妊娠・出産期、更年期等生涯を通じて女性の健康づくりを推進する	男性や女性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する	学校教育や生涯学習の場で男女共同参画に向けた学習を充実する	男女共同参画を進めるための啓発活動を充実する	
全体	1,141	56.1	52.0	51.9	35.4	30.4	27.2	22.4	21.9	21.1	20.4	19.5	18.2	15.2	
女性	20歳代	63	63.5	61.9	66.7	60.3	27.0	38.1	25.4	20.6	33.3	42.9	23.8	22.2	11.1
	30歳代	95	74.7	64.2	65.3	54.7	36.8	42.1	17.9	31.6	20.0	18.9	16.8	21.1	11.6
	40歳代	100	61.0	53.0	53.0	36.0	30.0	28.0	21.0	22.0	26.0	22.0	14.0	19.0	13.0
	50歳代	114	64.0	64.9	60.5	37.7	31.6	39.5	22.8	21.9	28.9	18.4	20.2	22.8	12.3
	60歳代	140	55.0	49.3	64.3	36.4	31.4	25.7	22.1	17.1	17.1	19.3	22.9	16.4	15.0
	70歳代	104	46.2	41.3	39.4	25.0	28.8	18.3	26.9	18.3	13.5	15.4	26.0	15.4	18.3
男性	20歳代	49	55.1	65.3	55.1	44.9	16.3	32.7	30.6	22.4	34.7	32.7	22.4	26.5	14.3
	30歳代	70	47.1	41.4	42.9	30.0	21.4	22.9	20.0	22.9	24.3	21.4	12.9	14.3	
	40歳代	83	61.4	50.6	42.2	31.3	26.5	20.5	22.9	14.5	18.1	13.3	13.3	9.6	9.6
	50歳代	92	40.2	48.9	42.4	27.2	28.3	21.7	21.7	26.1	22.8	14.1	15.2	19.6	18.5
	60歳代	119	58.0	51.3	45.4	26.9	37.8	25.2	20.2	26.9	13.4	17.6	18.5	21.8	18.5
70歳代	107	48.6	41.1	45.8	28.0	35.5	15.9	23.4	20.6	17.8	22.4	19.6	14.0	23.4	

注1) 濃い網掛けは全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目を示す。

注2) その他、特にない、無回答は省略。

3. 基礎データから見てきた阪南市男女共同参画プラン（第3次）の方向性

第2章で述べてきた現状分析や市民意識調査の結果を踏まえ、これまでの取組と現状、今後の課題を次のようにまとめ、国の第4次男女共同参画基本計画も加味し、次章以降に掲げるⅠからⅢの3つの基本方針にまとめました。

1 あらゆる分野における男女の共同参画社会づくり

- 女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。しかし、本市の審議会や地域活動、職場等の様々な意思決定の場への女性の参画は、いまだ進んでいない状況があります。ダイバーシティ<sup>※</sup>の観点から、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）<sup>※</sup>に取り組み多様な人材を登用することで誰もが暮らしやすいまちをつくっていくことが求められています。
- 女性職員の管理職登用については、「阪南市人材育成基本方針」（平成24年（2012年））では、事務職における昇進の希望は男性39.7%に対して女性13.0%と約27ポイントの開きがあります。このことに留意して、取組を進める必要があります。
- 「平成28年度市民意識調査」結果では、地域の役職に女性が推薦された場合の対応について、女性の34.8%が「断る・断ることをすすめる」とし、「本人の経験が少ないから」「家事・育児・介護に支障が出るから」を主な理由としています。リーダーとして活躍するためのエンパワーメント<sup>※</sup>への取組が必要です。
- 同じく「平成28年度市民意識調査」結果では、「男女の地位の平等感」を「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」「全体として」でみると、男女ともに『男性優位』と思う人の割合は50%を超えています。また、「男は仕事、女は家庭」の考え方に『そう思う』（「そのとおりだと思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合は男性が50%を超えています。男女平等の感じ方や固定的な性別役割分担意識については、性別、年代別で意識の差がみられることから、年代や性別に対応した、効果的な広報・啓発活動を行うことにより男女平等の意識の向上を図る必要があります。
- 生涯学習においては、今後ますます進行する超高齢社会への対応、あるいは、高齢期の貧困問題への対応として、性別にかかわらず、若い頃から高齢期を見据えた長期的な人生設計が必要であることの意識づけ、学習機会の提供が求められています。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり  
 施策の方向（1）意思決定の場への女性の参画の拡大  
 基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透  
 施策の方向（1）男女共同参画の意識づくり  
 施策の方向（3）多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保  
 施策の方向（4）男性に向けた男女共同参画推進の支援

※ダイバーシティ 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。  
 ※ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国や地方公共団体の責務とし、女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。  
 ※エンパワーメント 自分の中にある力（パワー）を他者との関係性の中で取り戻すこと。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

2 個人の人権が尊重される社会づくり

- 「個人を尊重する人権意識づくり」の一環として、学校教育では、セクシュアル・マイノリティに関する学習を年間計画に位置付けて実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。
- また、社会教育においても、継続的に学ぶ機会を提供し、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解を啓発していくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為<sup>※</sup>等のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、現状では、被害者の多くが女性です。こうした暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識等に基づく、支配・被支配の関係性が根強くあります。また、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差等、男女の置かれている状況に起因する社会の構造的な問題です。
- 「平成28年度市民意識調査」結果では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの被害経験は、女性の25.8%、男性の12.1%となっています。また、DVについては、「身体的な暴力被害」（女性14.4%・男性6.5%）、「精神的な暴力被害」（女性22.0%・男性15.4%）と決して低くありません。
- 本市ではDVが男女共同参画社会実現の障壁の一つとなることから、「阪南市DV根絶宣言」を全国に発信し、様々な機会を通じて、DV根絶の必要性についての啓発や相談窓口の周知を進めていますが、「平成28年度市民意識調査」結果では、「阪南市DV根絶宣言」を知っている割合は非常に低い割合にとどまっており、女性への様々な人権についての認知の割合も高くありません。今後とも引き続き、女性の人権尊重、DV等女性に対する暴力の根絶の取組を強化する必要があります。
- 暴力の相談窓口としては、「警察」と答えた割合が男女ともに約60%で高くなっています。庁内の様々な相談窓口を安心して利用できるように整備すると同時に、警察等との連携に強化が必要です。

基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり  
 施策の方向（1）生涯を通じた男女の健康支援  
 施策の方向（2）女性に対するあらゆる暴力の根絶

※ストーカー行為 特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと。2000年に成立した「ストーカー規制法」は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。

3 総合的な子育て環境づくり

- 本市においては、「阪南子ども・子育て支援事業計画」のもとで、「ひとり親家庭などに対する支援の充実」「児童虐待防止対策の充実」「母子の健康の確保」「仕事と子育ての両立支援の推進」を基本施策として掲げ、施策を進めています。子ども・子育ての分野は男女平等・男女共同参画の考え方が重要なことから、今後も連携し取り組む必要があります。
- 親が子どもの目の前で配偶者や親族らに暴力をふるう「面前DV」は、子どもへの心理的虐待であるという認識のもと、DVや児童虐待対策を進めることが必要です。
- 「平成28年度市民意識調査」結果では、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」とする割合が男女ともに大半を占めているものの、その一方で、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく、しつけるのがよい」に『賛成』する割合が50%を超え、特に男性で高くなっています。こうした大人の考え方は子育てに大きく影響し、男女で役割を固定する考え方が次代に受け継がれることとなります。家庭における男女平等・男女共同参画を進めるための働きかけが重要です。
- 本市では、「平成28年度阪南市学校園教育基本方針」において、基本方針Dとして「人権意識を高め、実践的行動力を育成する」とともに、基本方針Iとして「家庭・地域との協働と関係諸機関との連携を強める」の中に「キャリア教育<sup>\*</sup>の推進」を掲げ、「子どもの発達段階に応じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成する」とし、すべての教科・領域で計画的に推進するための全体計画を作成し、キャリア教育担当教員を中心に進めているところです。  
「平成28年度市民意識調査」結果でも、学校における男女平等教育で重要なこととして、「進路指導は性別によってかたよることなく行い、個人の能力、個性、希望を大事にする」が一番に求められています。子ども一人ひとりが「自分らしく」生きていくために、広い視野から職業について考え、職業意識を高め、主体的に進路を選択する力を身につける必要があることから、引き続き、年齢に応じたキャリア教育についての取組が必要です。
- 学校におけるセクシュアル・ハラスメント被害の経験については、「年齢や身体のことについて不愉快な意見や冗談を言われる」で女性8.3%・男性8.1%となっています。
- 子どもの発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さを理解し、自立して生きる力を育む等の必要があります。
- ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭に対しては、今後とも引き続き、安心して生活できる社会を実現するために支援策を充実させる必要があります。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり  
 施策の方向(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり  
 基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり  
 施策の方向(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備  
 基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透  
 施策の方向(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

※キャリア教育 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようになるための教育のこと。

4 男女が平等に働ける労働環境づくり

- 本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、M字カーブの底から後半部分において全国平均よりも低いことから、就労を中断する女性の多いことがわかります。
- 「平成28年度市民意識調査」結果では、「職場の中で」の男女平等感について『男性優遇』と感じている市民が約半数を占めています。  
また、男女の仕事と生活のバランスの希望と現実には隔たりがあり、女性は希望に比べて現実では「仕事優先」「家庭生活優先」が増え、男性では「仕事優先」が増えています。
- 同調査結果では、「男女共同参画社会実現のために阪南市に取り組んでほしいこと」として、特に女性の若年世代が「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」「育児や介護のための施設やサービスを充実する」「仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める」を望んでいることがわかります。
- 近年では、雇用者に占める非正規雇用の割合が増加し、女性の場合、平成26年では56.6%を占めています。非正規雇用は仕事とその他の生活との両立をしやすくする反面、不安定で正規雇用との格差があり、高齢期への生活状況へも影響を及ぼします。
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(『男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>』)」の基本的理念にのっとり、男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、「M字カーブ問題」の解消等、男女が働き続けやすい職場づくりの促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見や様々な社会や職場での慣行等の影響があると考えられます。  
以上の課題に対して、これまであまり進んでいなかった事業所への働きかけを積極的に行い、総合的な就労支援施策を展開していくとともに、就労を希望する女性が働き続けられるように、また、男性が仕事と生活の両立が図れるようにという観点に立って、保育・介護サービスの充実を図っていく必要があります。
- また、地域資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発等による地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住することにつながっていきます。この好循環を地域で創り出していく必要があるため、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備等により、地域活性化に向けた地域における女性の活躍を推進する必要があります。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり  
 施策の方向(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大  
 施策の方向(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり

※男女雇用機会均等法 憲法14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、1985年の女子差別撤廃条約批准にあたり、国内法を整備する必要から、1985年に制定。労働者は性別によって差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げている。2016年3月の改正では、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設された。

5 安全・安心でいきいきと暮らせる地域づくり

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。こうした観点から、「妊娠・出産期における健康と権利」にとどまらず、生涯にわたる健康保持・増進の支援が必要です。「平成28年度市民意識調査」結果では、「リフレッシュできるような場を提供する」ことが約40%の男女に求められています。
- 本市では、「阪南市地域福祉推進計画」「阪南市高齢者保健福祉計画」「阪南市障がい者基本計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った様々な施策を展開しています。今後も引き続き、高齢者や障がい者が家庭や地域で安心して暮らせる地域の支え合いのしくみづくりや、虐待の防止対策等を進めていくことが必要です。
- これまでの災害・復興時の経験により、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中すること等の問題が明らかになっています。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されない等の課題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となることに留意し、予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する必要があります。
- 人口減少・超高齢社会の本市において活力ある地域社会を形成するためには、男女とも希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠です。本市においては、「阪南市総合戦略<sup>\*</sup>」を作成し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現と地域の特性に即した地域課題の解決に取り組んでいます。
- 地域活動における政策・方針決定の場への女性の参画について、子ども会・PTAでは女性の代表・会長が多く、自治会長・老人クラブ会長では男性が多いと、会の種類によって極端な偏りがあります。地域活動においても、多様な住民の活動への参画を促し、男女共同参画を推進していく必要があります。



**基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり**  
 施策の方向(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)  
**基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり**  
 施策の方向(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

<sup>\*</sup>阪南市総合戦略「阪南市人口ビジョン」を踏まえ、平成27年度を初年度とする今後5か年の人口減少に歯止めをかけるとともに、移住・定住促進のため、政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

基本理念のもと、施策体系を次のとおり定めます。

- 基本方針** (3項目) めざす方向に向かうための方針を3つにまとめました。
- 施策の方向** (10項目) 基本方針に沿った施策の方向性
- 施策の展開** (24項目) 施策を実現するための具体的な方策
- 事業** (71項目) 施策を実現するための事業内容

1. 施策の体系

基本方針	施策の方向		施策の展開
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大	1	審議会等への女性の参画の促進
		2	女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
		3	事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進
		4	女性の人材育成
	(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり  [女性の職業生活における活躍についての推進計画]に位置付ける	5	事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ
		6	女性や若者等のための就労支援
		7	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
	(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)	8	男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進
		9	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

基本方針	施策の方向		施策の展開
Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康支援	10	生涯を通じた心身の健康保持・増進
		11	健康をおびやかす課題に対する対策の推進
	(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶  「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に位置付ける	12	暴力を容認しない社会風土の醸成
		13	暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実
		14	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	15	DV防止対策の推進
		16	セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
		17	ひとり親家庭への支援
Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(1) 男女共同参画の意識づくり	18	固定的な性別役割分担意識の解消
		19	男女共同参画意識の向上
	(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	20	保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進
		21	一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進
		22	家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進
	(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	23	多様な選択を可能にする学習機会の提供
	(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援	24	家庭・地域への男性の参加・参画の促進

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

施策の方向(1) 意思決定の場への女性の参画の拡大

すべての市民が暮らしやすいまちを実現するために、市政の政策形成に多様な視点を取り入れられるよう、審議会等委員への女性の参画を促進し、意思決定の場への女性の参画を拡大していきます。

また、市自らが率先し、「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、「管理的地位にある職員に占める女性割合30%以上」の目標に向かって、庁内の女性職員・教職員の登用を積極的に進めます。

事業所や地域活動等における意思決定の場への女性の参画拡大についても、必要な働きかけを行っていきます。

施策の展開1 審議会等への女性の参画の促進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
1	審議会等の女性委員の比率を平成38年度までに40%以上60%以下とする	●市の審議会等の附属機関や行政委員会等の女性委員の比率について、平成38年度までに40%以上60%以下(委員会等は20.5%)をめざすとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	関係各課
2	各種審議会等への女性の登用推進	●庁内男女共同参画推進委員会を通じて、審議会等へ女性が参画することの重要性について働きかけます。 ●女性の市民公募委員の増加を図ります。 ●団体への協力要請をします。	関係各課

施策の展開2 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
3	「女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく管理職への女性職員登用の推進	●管理的地位にある職員に占める女性割合を平成37年度までに30%以上にします。(行動計画平成37年目標値より) ●女性職員を人事、財政、企画、議会等の多様なポストに積極的に配置します。 ●育児休業等の取得前後において、女性・男性職員ともに育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。	人事課
4	管理職への女性教員登用の推進	●女性教員の管理職への登用を推進します。	学校教育課

施策の展開3 事業所や地域における意思決定の場への女性の参画の促進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
5	女性の管理職登用の重要性についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所に対して、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画<sup>*</sup>」の策定の周知・啓発を行います。</li> <li>●事業所に対して、様々な機会を通じて女性管理職の増加の意義について啓発します。</li> </ul>	人権推進課 まちの活力創造課
6	女性の参画・登用の重要性についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動等における女性の参画について、必要性等の啓発を図ります。</li> </ul>	地域まちづくり支援課

施策の展開4 女性の人材育成

No	具体的施策	施策の内容	担当課
7	男女が共に働きやすい職場づくりのための研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修を充実します。</li> </ul>	人事課
8	地域活動等における女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所や地域活動、市民活動のリーダー役割を担う人材を養成するための研修会の実施及び情報提供をします。</li> </ul>	人権推進課 関係各課

施策の方向(2) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり

市内事業所や社会に対して、男女平等の職場づくりや女性の活躍推進のメリットについて継続的な情報提供、啓発活動を進め、男女が働き続けられる社会風土を醸成します。

本施策の方向(2)を「阪南市女性の職業生活における活躍についての推進計画」(「阪南市女性活躍推進計画」)とし、女性の就労の特徴であるM字カーブの解消や、非正規雇用における待遇の改善に向けて、事業所への働きかけを強化するとともに、働き続けたい女性やもう一度働きたい女性、若者に対する多様な支援を実施します。

施策の展開5 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ

No	具体的施策	施策の内容	担当課
9	「女性活躍推進法」の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広く市民に向けて法律の意義をわかりやすく伝えていきます。</li> </ul>	人権推進課
10	事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍推進法」に沿ってしくみを整えたい事業所に対して情報提供や啓発活動を実施します。</li> <li>●労働基準法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等、法律・制度について情報提供をします。</li> <li>●長時間労働の見直し、均等な機会・待遇の確保、経営者や管理職の研修機会を提供します。</li> </ul>	まちの活力創造課 人権推進課

施策の展開6 女性や若者等のための就労支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
11	結婚や出産、子育てで離職した女性の再就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人ひとりのライフプランに合った働き方の見通しを立て、再就労に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。</li> </ul>	まちの活力創造課 人権推進課
12	働きたい女性・若者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事をしたい女性や若者に対し就労支援を行います。</li> </ul>	まちの活力創造課 人権推進課
13	高齢者や障がい者等の就労機会等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シルバー人材センターや就労支援事業所、地域就労支援センターやハローワークと連携し、就労機会拡大のための取組を推進します。</li> </ul>	介護保険課 市民福祉課 まちの活力創造課

※一般事業主行動計画 女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、③自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならないと定められている(300人以下の中小企業は努力義務)。

施策の展開7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

No	具体的施策	施策の内容	担当課
14	事業所及び労働者への働きかけ	●長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し等を通して、性別にかかわらず、労働者が自身の望むワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、事業所に対して情報提供や啓発活動等を実施します。	人権推進課 まちの活力創造課
15	安心して就労できるための支援策の充実	●働く女性が安心して就労するために労働相談窓口を情報提供します。 ●働く女性のための就労相談事業を実施します。 ●「阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。 ●ファミリーサポートセンターや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。	まちの活力創造課 こども家庭課
16	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のモデル事業所づくり	●市役所が一事業所として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するための取組を推進します。	人事課

施策の方向(3) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)

現在、本市では、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全、社会教育等多様な地域活動や市民活動が活発に展開されています。男女共同参画の視点を加味し、さらにすべての市民が楽しみながら活動に参加し、活躍できる環境づくりに向けた取組を進める必要があります。

防災(復興)の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進めます。また、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題(女性に集中する家庭的責任等)を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(復興)体制を確立します。

施策の展開8 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
17	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動等の広報・啓発活動の推進	●地域のニーズに即して、内容を一層充実した出前講座を実施します。	地域まちづくり支援課
18	地域活動等への参加の促進	●地域活動等を行いたいと思っている市民に対して、活動団体の情報の提供やコーディネート等を行います。	地域まちづくり支援課
19	男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	●地域の自治会等各種団体に対して男女共同参画の視点に立った運営に関する働きかけをし、活動の活性化を促進します。	地域まちづくり支援課

施策の展開9 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

No	具体的施策	施策の内容	担当課
20	男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進	●防災に関する意思決定の場への女性の参画を拡大していきます。 ●「阪南市地域防災計画」及び「地区防災計画」等において、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。	危機管理課
21	男女で担う地域防災の促進	●女性の視点を取り入れた地域の対策が進むよう努めるとともに、男女が協力して担う地域防災の普及・徹底を図ります。	危機管理課

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
「全体として」「男女が平等である」と感じている人の割合	女性14.6% 男性29.8%	女性22.0% 男性35.0%	人権推進課

活動指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
審議会等委員に占める女性委員の割合	審議会等 31.5% 委員会等 7.7%	審議会等 40~60% 委員会等 20.5%	関係各課
審議会等における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合	審議会等 12.5% 委員会等 50.0%	審議会等 0.0% 委員会等 0.0%	関係各課
管理的地位にある市職員に占める女性職員の割合	17.3%	30% (行動計画平成 37年度目標値)	人事課
小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合	17.9%	25.0%	学校教育課
就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率	4回 66.7% (平成27年度)	3回 70%	まちの活力創造課
就労支援相談者の就職率	11.6% (平成27年度)	20%	まちの活力創造課

■成果指標(アウトカム指標)

政策の成果を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足が得られたかを基準とする。「取組の結果、“何”が“どのように”なったか」の指標。3つの基本方針について平成38年度(2026年度)末まで取り組む。

■活動指標(アウトプット指標)

「どんな取組」を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握する。事業の性質によっては目標を数値化できないものもあるが、事業に応じて進捗について報告する。

基本方針Ⅱ 個人の人権が尊重される社会づくり

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の健康支援

心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受するために必要なことです。特に女性において、妊娠や出産期、更年期は健康にとって大きな節目となります。男性においては、中高年層の自殺の割合が高いことが問題となっています。

男女が互いの身体的特性について理解を深め、すべての市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送れるよう、包括的に健康を支援するための取組を総合的に推進します。

施策の展開10 生涯を通じた心身の健康保持・増進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
22	若い時からライフステージ*に応じた男女の違いに配慮した心身の健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進ができるよう、広報を工夫し、市の実施する「健康教室」「介護予防教室」への参加を促します。</li> <li>●男女がその健康状態に応じて適切に自己管理できるようにするための健康教育や相談窓口を充実します。</li> <li>●性差に応じた生活習慣病の予防事業を充実します。</li> <li>●乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。</li> </ul>	健康増進課 介護保険課
23	妊娠・出産時における健康と権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療看護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策を一層推進します。</li> <li>●妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を促進します。</li> </ul>	健康増進課
24	女性に対するスポーツ参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動習慣のある人の割合は、男性より女性が低いこと(平成26年「国民健康・栄養調査」)を踏まえつつ、市の実施する「健康教室」の周知、参加の働きかけを行います。</li> </ul>	健康増進課

施策の展開11 健康をおびやかす課題に対する対策の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
25	学校における適切な性に関する指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階を踏まえた適切な性に関する教育を実施します。</li> </ul>	学校教育課
26	若年層向けの健康相談、健康学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●望まない妊娠や、HIV感染症を含む性感染症問題、薬物乱用、喫煙・飲酒等を予防するための健康学習を充実します。</li> <li>●様々な健康をおびやかす問題を解決するための健康相談や電話相談を充実します。</li> </ul>	学校教育課 健康増進課

\*ライフステージ 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。

施策の方向(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

「女性に対するあらゆる暴力は許さない」という意識を社会全体で共有していくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動を強化します。また、地域や学校、職場等での学習機会の充実を図ります。

本施策の方向(2)を「阪南市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」(「阪南市DV防止基本計画」)とし、「阪南市男女共同参画推進条例」第9条のもと、暴力による人権侵害に対して総合的な施策を推進します。

施策の展開12 暴力を容認しない社会風土の醸成

No	具体的施策	施策の内容	担当課
27	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力防止に関するキャンペーンを充実します。</li> <li>●女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景に対する理解を深めるための啓発活動、学習機会の提供を行い、暴力を許さない意識の浸透を図ります。</li> </ul>	人権推進課
28	配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性に対する暴力が犯罪であることの認識と法的知識を深められるよう、広報活動、学習機会の提供をします。</li> </ul>	人権推進課
29	子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)*等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う(メディア・リテラシー*)等、新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していきます。</li> <li>●人権や性暴力に関して学習する機会を幼少期から設け、被害に遭わない、暴力を振るわない保育・教育を推進します。</li> <li>●子どもたちに性暴力等の防止に向けた適切な保育・教育が行えるよう、保育士、教職員に対する研修や情報提供等を行います。</li> </ul>	こども家庭課 各保育所 学校教育課 各幼稚園
30	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携の強化を図り、被害者支援を進めます。</li> </ul>	人権推進課
31	犯罪被害に遭いにくいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪防止の視点に立った道路・公園等の整備を図る等、安全・安心のまちづくりを推進します。</li> </ul>	生活環境課
32	青少年の健全育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童ポルノや性・暴力表現を扱うメディアが青少年に与える影響を考慮し、関係機関と連携し、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習推進室

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS) インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

※メディア・リテラシー リテラシーとは、読み書き能力(識字)と訳され、メディアの内容を読解・活用する能力とメディアを使って表現する能力を指す。メディアの伝えている内容は「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要があり、さらに、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

施策の展開13 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実

No	具体的施策	施策の内容	担当課
33	相談窓口の周知、充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性総合相談、DV相談、障がい者のための相談等の充実を図ります。</li> <li>●多様な相談窓口を整理し、必要な人々に届きやすい情報提供を行います。</li> </ul>	人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課
34	様々な相談窓口への人権ならびに男女共同参画の視点の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての相談に対して、人権尊重、男女共同参画の視点を徹底します。</li> <li>●相談業務にあたる者の意識や技術の向上を図るための研修を充実します。</li> </ul>	人権推進課 市民福祉課 こども家庭課 介護保険課 学校教育課

施策の展開14 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
35	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の講ずべき措置を情報提供します。</li> </ul>	人権推進課 まちの活力創造課
36	セクシュアル・ハラスメント防止のための職員、市民に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場づくりをめざします。</li> <li>●地域でのセクシュアル・ハラスメント等の予防対策として、市民のためのセクシュアル・ハラスメント等予防講座を開催します。</li> </ul>	人事課 人権推進課
37	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。</li> </ul>	学校教育課

施策の展開15 DV防止対策の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
38	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性総合相談、DV相談等、DV相談ができる窓口を周知します。</li> <li>●関係課及び関係機関の連携を強化し、相談共通シートを活用した迅速かつ適切な対応に努めます。</li> <li>●二次被害*を防止し適切な支援を行うため、相談員及び相談事業関係者を養成講座等の研修に参加させ、資質向上を図ります。</li> <li>●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。</li> </ul>	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課

※二次被害 DV等の暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員等が不適切な発言でさらに傷つけること。

No	具体的施策	施策の内容	担当課
39	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者の情報交換・事例検討会等において、大阪府配偶者暴力相談支援センターや他市町村等の関係機関と連携を図ります。</li> <li>●地域の相談窓口となる民生委員・児童委員や人権相談を行っている人権擁護委員等に情報提供等を行い、被害者の早期発見に努めます。</li> </ul>	人権推進課 生活支援課
40	被害者の安全確保の徹底 (被害者の子どもの安全も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時における被害者の安全確保のため、大阪府配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関と連携・協力します。</li> <li>●相談者のプライバシーを守るとともに、相談者及び相談員の安全確保を図ります。</li> <li>●被害者保護のため住民基本台帳事務における措置について、関係職員間の認識の共有化を図ります。</li> <li>●住民票の写し等の交付制限や各種手続き等について、被害者の立場に立った支援を行います。</li> </ul>	人権推進課 市民課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
41	被害者の自立を支える支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的に困窮する被害者に対して、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業による支援を行います。</li> <li>●地域社会で安定した生活が維持できるよう、被害者やその同伴する子どものニーズに沿った情報提供や相談の充実を図ります。</li> </ul>	生活支援課 人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課
42	子どもに対する支援 (デートDV含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デートDVに関する周知を行います。</li> <li>●DVと児童虐待の関係について啓発するとともに、児童虐待防止のための相談や支援を行います。</li> <li>●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。</li> </ul>	人権推進課 こども家庭課 健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
43	高齢女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢や障がいのある被害者については、担当課等と連携し、対応できる施設の情報提供をします。</li> <li>●外国語によるDV相談情報の提供とともに、在住外国人の被害者については、電話や面接による相談及び通訳派遣等を行います。</li> </ul>	人権推進課 介護保険課 市民福祉課 秘書広報課
44	被害男性の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVの多くは男性から女性に対するものですが、女性から男性に対しても発生していることから、男性被害者支援に取り組んでいきます。</li> </ul>	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課 教育総務課

### 施策の方向(3) 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、性同一性障害等や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々や、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等の各問題に加え、女性であることさらに複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせる環境整備を進めます。

#### 施策の展開16 セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり

No	具体的施策	施策の内容	担当課
45	相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くように、様々な工夫をし、身近な相談窓口等の情報提供を行います。</li> <li>●在住外国人女性に対して、内閣府「定住外国人施策ポータルサイト」を含め、相談窓口や支援の内容について積極的な情報提供を行います。</li> </ul>	秘書広報課 関係各課
46	公的介護保険等介護の社会化の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立って「阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を推進します。</li> </ul>	介護保険課
47	障がい者の生活自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立って「阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画」を推進します。</li> </ul>	市民福祉課
48	多様な性を認める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解を促進します。</li> </ul>	人権推進課
49	国際理解・多文化共生講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での国際理解を促進します。</li> </ul>	人権推進課 生涯学習推進室
50	ユニバーサルデザイン*・バリアフリー*のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多言語による情報提供を充実します。</li> <li>●健康長寿社会の実現に向け、「スマートウェルネスシティ*」をコンセプトとしたまちづくりを進めます。</li> </ul>	秘書広報課 みらい戦略室 健康増進課 都市整備課

※ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※バリアフリー 高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方である。

※スマートウェルネスシティ 身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ安全で豊かな生活を送れている(=「健幸」)と感じられるまちづくりの考え方。阪南市でも、「はんなん健幸マイレージ」等のスマートウェルネスシティの考え方に沿った取組を、全市的に推進している。

施策の展開17 ひとり親家庭への支援

No	具体的施策	施策の内容	担当課
51	母子家庭・父子家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、様々な生活支援や子育て支援等に関する情報や相談窓口について周知を図ります。</li> <li>●男女共同参画の視点に立った支援ができるよう、母子自立支援員等、相談担当者への研修機会を充実します。</li> </ul>	こども家庭課

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
「阪南市DV根絶宣言」という言葉の認知度（「内容を知っている」＋「聞いたことはあるが内容は知らない」割合の合計）	女性12.8% 男性13.6%	女性22.0% 男性22.0%	人権推進課
「ドメスティック・バイオレンス（夫婦・パートナー間の暴力（DV）やデートDV（恋人からの暴力）」を女性への人権侵害と思う人の割合	女性49.8% 男性45.7%	女性58.0% 男性53.0%	人権推進課

活動指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
乳がん検診の受診率	12.6% (平成27年度)	50%	健康増進課
子宮頸がん検診の受診率	16.5% (平成27年度)	50%	健康増進課
健康教室参加者数	年間 開催回数37回 延べ 823人 (平成27年度)	年間 開催回数37回 延べ 女性655人 男性220人	健康増進課
介護予防教室参加者数	年間延べ 16,585人 (平成27年度)	年間延べ 23,450人	介護保険課

基本方針Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

施策の方向（1） 男女共同参画の意識づくり

長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、一朝一夕に払拭することが難しいかもしれませんが、すべての市民が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別による固定的な考え方を払拭し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

性別に関わりなく、すべての市民が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、自ら希望する生き方を選択できる活力ある持続可能な社会をつくるために、市・教職員や市民、事業者等が、男女共同参画の必要性についての認識を持ち、理解を深められるよう、広報・啓発活動をはじめとした多様な取組を進めていきます。

施策の展開18 固定的な性別役割分担意識の解消

No	具体的施策	施策の内容	担当課
52	男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定的な性別役割分担意識を子どもたちが受け継がないよう、特に子育て世代を対象に固定的な性別役割分担意識の解消の意義や男女共同参画社会実現の必要性についてわかりやすい広報・啓発活動を推進します。</li> <li>●「男女共同参画週間」「人権週間」等の多様な機会を活用し、多様なメディアを通じて情報発信します。</li> <li>●男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。</li> </ul>	人権推進課 学校教育課 秘書広報課 総務課
53	地域における固定的な性別役割分担意識の見直しの啓発	●講座等を通して、地域における社会通念・慣行・しきたりを男女共同参画の視点で見直す啓発活動を進めます。	人権推進課
54	男女共同参画に関わる資料等の充実	●男女共同参画に関する資料（子ども向きも含む）を収集し、ブックフェア等を実施します。	図書館
55	男女共同参画に関する調査の実施	●男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	人権推進課
56	市の刊行物等での表現への配慮	●市が制作する広報物等について、男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進をします。	秘書広報課 関係各課

施策の展開19 男女共同参画意識の向上

No	具体的施策	施策の内容	担当課
57	男女共同参画意識の浸透	●「阪南市人材育成基本方針」に掲げるダイバーシティの考え方に基づき、一人ひとりが個性と能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場づくりを推進します。	人事課
58	男女共同参画に関する研修の充実	●男女共同参画の視点に配慮した施策の推進を図れるよう、研修や啓発、情報提供を行います。	人権推進課
59	人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	●相談業務にあたる者の人権意識の向上を図り、人権意識及び男女共同参画の視点に立った相談窓口全般を充実します。	人権推進課 こども家庭課 介護保険課 市民福祉課 健康増進課 学校教育課

施策の方向(2) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

日々接する保護者や教職員、保育士が、性別にとらわれた言動をしたり、差別的な取り扱いをすることで、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等の取り扱いを子どもたちに植え付けることがないように、男女平等についての共通理解のもと、男女平等教育を推進します。

子どもたちが性別にとらわれることなく、将来を見通した自己形成を図れるよう総合的な生きる力を育みます。

施策の展開20 保育所、幼稚園、学校での男女平等保育・教育の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
60	男女平等保育・教育の充実	●男女平等保育・教育を充実します。 ●各保育所、幼稚園、学校での年度ごとの男女平等保育・教育に関する取組状況の把握をします。	各保育所 各幼稚園 学校教育課
61	保育士・教職員の男女共同参画意識の向上	●保育士・教職員がジェンダー*に関する知識や理解を深めることができるよう、男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。 ●男女平等の視点に立った教育相談を実施します。	学校教育課 人権推進課

\*ジェンダー 社会的・文化的に形成された性別のこと。人間は生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

No	具体的施策	施策の内容	担当課
62	多様な性を認める意識の醸成	●成長過程に応じた性に関する保育・教育については、今日的課題である性感染症や薬物依存、セクシュアル・マイノリティ等に関するものを取り入れた学習を行います。 ●多様な性のあり方を尊重できる意識を醸成するとともに、規定や施設等への配慮を進めます。	健康増進課 各保育所 各幼稚園 学校教育課
63	子どものエンパワーメント支援	●民間支援団体等と連携し、子どもたちが、自分の心と体を大切に、様々な暴力に気づき、誰かに相談する等、「自分の心と体は自分が守る力」を育むための学習機会を提供します。	各保育所 各幼稚園 学校教育課

施策の展開21 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
64	性別にとらわれないキャリア教育の実施	●性別にとらわれず個人の能力、個性、希望を大事にする進路指導を進めます。 ●中学校には、キャリア教育担当を置き、すべての教育活動をキャリア教育の視点で整備し、将来の社会的・職業的自立をめざした教育を実施します。 ●男女平等の視点に立った相談ができるよう、研修を充実するとともに、その評価をし、男女平等保育・教育の推進を図ります。 ●進路や就職に関する指導を含め、男女が共に経済的に自立していくことの重要性を踏まえてキャリア教育を推進します。 ●子どもや若者が、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題解決できる能力を養うことができるように、「学校」「家庭」「地域」が連携し、ボランティア活動・体験活動への参加、世代間交流の促進を図ります。	各保育所 各幼稚園 学校教育課

施策の展開22 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
65	男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育・地域での学習の促進	●家庭教育における男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。 ●男女平等・男女共同参画の視点を取り入れた「地域教育協議会」の活動により、子どもと大人が共に学び・活動する機会を充実します。	人権推進課 生涯学習推進室 各保育所 各幼稚園 学校教育課
66	共同で行う家事や子育てについての啓発	●乳幼児の保護者等を対象とした事業の中で、家庭の中での男女共同参画や性別にとらわれない子育てについての啓発活動や学習機会を提供します。	こども家庭課 各保育所 各幼稚園 学校教育課

施策の方向(3) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保

人生100年時代を豊かに生きるために、学びたい人が生涯を通して学ぶことができるように、多様な学習機会を提供します。

施策の展開23 多様な選択を可能にする学習機会の提供

No	具体的施策	施策の内容	担当課
67	生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「阪南市生涯学習推進計画」(平成26年度)に基づき、人権教育の一環として、すべての市民に男女平等・男女共同参画意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を充実します。</li> <li>●高齢者や障がい者等の社会参加活動を促進するための生涯学習の充実を図ります。</li> </ul>	生涯学習推進室 図書館 市民福祉課 介護保険課 健康増進課
68	メディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性や子どもを性的・暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現をなくすための啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。</li> </ul>	図書館 人権推進課
69	女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々なチャレンジに関する情報を収集し、情報提供をします。</li> <li>●女性がエンパワーできるように様々な講座を開催します。</li> </ul>	人権推進課

施策の方向(4) 男性に向けた男女共同参画推進の支援

男性が仕事一辺倒ではなく、家庭生活や地域活動にも参画できるように、子育て支援や介護支援策の充実を図ると同時に、男性自身が自らのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を考え、その希望に沿って家庭や地域に参加・参画するための社会風土の醸成と、男性が生活技術を習得するための支援を行います。

施策の展開24 家庭・地域への男性の参加・参画の促進

No	具体的施策	施策の内容	担当課
70	男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所に対して、育児休業等を理由とする男性に対する不利益取扱いをなくすため、相談窓口やハラスメント防止対策等を周知啓発します。</li> </ul>	人権推進課 まちの活力創造課
71	男性の生活能力を高めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●料理、介護等、男性が生活面の技術を学習する機会を提供するとともに、両親教室において父親としての自覚を促せるよう、子育てに関する学習機会を提供します。</li> </ul>	公民館 こども家庭課 健康増進課

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度(「内容を知っている」+「聞いたことはあるが内容は知らない」割合の合計)	女性27.9% 男性34.0%	女性50.0% 男性50.0%	人権推進課

活動指標	平成28年度 現状値	平成38年度 目標値	出所 (担当課)
フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 194人	年間延べ 240人	人権推進課
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	年間延べ 19人 (平成27年度)	年間延べ 30人	公民館
	年間延べ 32人 (平成27年度)	年間延べ 60人	健康増進課
男女共同参画に関する図書・資料の充実度	436冊	510冊	図書館

## 第4章 プランの推進方策

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、前章で述べた広範かつ多岐にわたる取組を総合的、計画的に進めていかなければなりません。庁内の推進体制を整備し、各分野が積極的に連携し、取り組んでいきます。

##### 1 男女共同参画推進審議会の設置

有識者や市民で構成される「阪南市男女共同参画推進審議会」を設置し、施策の実施状況の監視ならびに市民の苦情等への検討を行います。

##### 2 男女共同参画推進本部の設置

市長を本部長とする庁内推進組織である「阪南市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。

##### 3 男女共同参画推進委員会の設置

市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、庁内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として「阪南市男女共同参画推進委員会」を設置し、本計画の推進を図ります。

#### (2) 市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることで主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動団体、事業所と連携・協働して取組を進めます。

### 2. 整備計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、阪南市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。

各事業の実施状況、目標の達成状況は、阪南市男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民にわかりやすく公表します。

## 資料

### 1. 用語解説(五十音順)

#### あ行

##### 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、③自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならないと定められている(300人以下の中小企業は努力義務)。

##### M字カーブ

日本の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に仕事を辞める女性が多く、子育てが一段落すると再び仕事に就く特徴があることを示している。

##### エンパワーメント

自分の中にある力(パワー)を他者との関係性の中で取り戻すこと。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

#### か行

##### キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育のこと。

##### 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

#### さ行

##### ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間は生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

##### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

##### 社会的な暴力

メールの相手を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親きょうだいから隔離したがる等、人との付き合い等を制限するような暴力のこと。

##### ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと。2000年に成立した「ストーカー規制法」は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。

## スマートウエルネスシティ

身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ安全で豊かな生活を送れている(=「健幸」と感じられるまちづくりの考え方。阪南市でも、「はんなん健幸マイレージ」等のスマートウエルネスシティの考え方に沿った取組を、全市的に推進している。

## 性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティ

性的な指向、性自認等における少数派のこと。

## 性別

本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で不利益を被ったり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりうるが、女性が被害を受けることが多い。2014年の男女雇用機会均等法の改正指針では同性間の言動もセクシュアル・ハラスメントに該当することを明示した。男女雇用機会均等法では、事業主がセクシュアル・ハラスメントに必要な措置を講ずることを義務づけている。また、学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは地域社会等でも起きている。

## 相対的貧困率

世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額(中央値)の半分(貧困線)に満たない人の割合。

## ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

## ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## 男女雇用機会均等法

憲法14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、1985年の女子差別撤廃条約批准にあたり、国内法を整備する必要から、1985年に制定。労働者は性別によって差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げている。2016年3月の改正では、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設された。

## デートDV

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

## ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者、元配偶者等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間で起こる暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇等による精神的暴力、性行為の強要等の性的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、子どもを巻き込む暴力等が含まれる。

## な 行

## 二次被害

DV等の暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員等が不適切な発言でさらに傷つけること。

## は 行

## バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方である。

## 阪南市総合計画

様々な市民参画の方法を通じて、市役所を含む多様な主体が共に考えた将来の都市像やまちづくりの目標を共有し、その実現に向けてそれぞれが担う役割をまとめたもの。

## 阪南市総合戦略

「阪南市人口ビジョン」を踏まえ、平成27年度を初年度とする今後5か年の人口減少に歯止めをかけるとともに、移住・定住促進のため、政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

## ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国や地方公共団体の責務とし、女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。

## ま ち の ら わ り

## メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力(識字)と訳され、メディアの内容を読解・活用する能力とメディアを使って表現する能力を指す。メディアの伝えている内容は「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要があり、さらに、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

## ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。

## 2. 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共

同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講

## 資料

じなければならない。  
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議  
(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。  
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又

は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 3. 阪南市男女共同参画推進条例

平成26年3月27日  
条例第1号

日本では、憲法に個人の尊重、法の下での平等として男女の性別などによる差別の禁止がうたわれており、男女平等社会の実現に向けた取組が国際社会の動きに合わせて、男女共同参画社会基本法の制定などにより進められてきました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律などが制定され、男女平等を妨げる要因をなくしていく制度も整えられてきています。

阪南市においても、平成9年に「阪南市女性行動計画(サラダプラン)」を、平成19年に「阪南市男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するための様々な施策に取り組んできました。また、平成24年には「阪南市DV根絶宣言」を行い、市民と協働して、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとするすべての虐待に終止符を打つための取組を進めています。

しかし、社会では、未だに「男性は仕事、女性は家庭」というような性別による決めつけた役割分担の意識などが存在しています。また、配偶者からの暴力など解決しなければならない課題も多く残されています。

阪南市が、このような課題を解決し、おもいやりとふれあいがあふれる人権が尊重されるまちとなるよう、市や市民、事業者、教育関係者のみんなが一緒になって、お互いさまを合言葉に、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について、基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に成果及び利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において教育に携わる者をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を含む。以下この号において同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言葉や行為によって、当該言動を受けた者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言葉や行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) 積極的格差改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (9) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。
- (10) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること、性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないようにされること。

- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は市民、事業者及び教育関係者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、あらゆる分野における活動に参画できるようにされること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにされること。
- (7) 男女間におけるあらゆる暴力は、互いの人権に対する侵害行為であることから、これらのあらゆる暴力が根絶されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における理念及び情勢と密接に関連していることから、その動向に留意して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するとともに、市民、事業者及び教育関係者と協働して取り組まなければならない。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進のために体制及び環境を整備し、その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮した教育により、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(協働)

第8条 市、市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。

(性別等による差別的取扱い等の禁止)

第9条 すべての人は、あらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることによる人権侵害(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間における暴力を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する阪南市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市長は、基本計画の実施状況について、定期的にその概要を公表するものとする。

(広報啓発等)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、相談体制、支援策その他必要な情報の提供を行うものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(附属機関等における委員の構成)

第14条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の比率がいずれか一方に偏らないよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見及び提案等)

第16条 市長は、市民、事業者及び教育関係者から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見又は提案を受けたときは、迅速かつ誠実に応答することとする。

2 市長は、前項の規定による意見又は提案を受けた場合において必要があると認めるときは、第18条に規定する阪南市男女共同参画推進審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(被害の防止及び相談への対応)

第17条 市長は、第9条に規定する行為を防止するため、必要な施策を積極的に講じるものとする。

2 市長は、市民から第9条に規定する行為について、被害の相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応し、被害者の支援に最大限努めるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を聴くため、阪南市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、学識経験者、公募市民及び公共的団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第11条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)の一部を次のように改正する。

## 4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市

## 資料

町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護 (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令 (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 面会を要求すること。
- その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。  
(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。  
(迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。  
(保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。  
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

## 資料

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書<sup>1</sup>の交付を請求することができる。ただし、相手方<sup>2</sup>にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<sup>3</sup>の認証を行わせることができる。  
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。  
(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。  
(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。  
(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。  
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。  
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。  
(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)<sup>4</sup>及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<sup>5</sup>又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<sup>6</sup>の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

## 資料

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

## 資料

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

## 6. 阪南市DV根絶宣言

阪南市では、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重し、すべての人がいきいきと安心して暮らせる「人権が尊重されたまちづくり」をめざしています。

しかしながら、昨今は、安心を脅かし、身体や心を傷つけ、命まで奪うことさえあるドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、子ども・障がい者・高齢者等への虐待による被害が後を絶ちません。

DVは、人を暴力によって支配する行為であり、人間の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害行為です。被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

DVは、特定の人だけにかかわる問題ではなく、すべての人に関係する重大な社会問題です。このため、根絶には、市民一人ひとりの決意と地域全体の結束が不可欠です。

阪南市は、DVをはじめとするすべての虐待に終止符を打つために、市民と協働し積極的に根絶に取り組むことを決意し、ここに宣言します。

平成二十四年十月十三日

阪南市



## 阪南市男女共同参画プラン(第3次)

平成29年3月発行

発行：阪南市

編集：総務部 人権推進課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

TEL 072 (471) 5678

ホームページ <http://www.city.hannan.lg.jp/>